

國定教科書
に基づける
綴方教授指針

前編



048227-001-4

特26-391

国定教科書に基づける綴方教授指針

上田 代吉/著

M37

BEF-2235

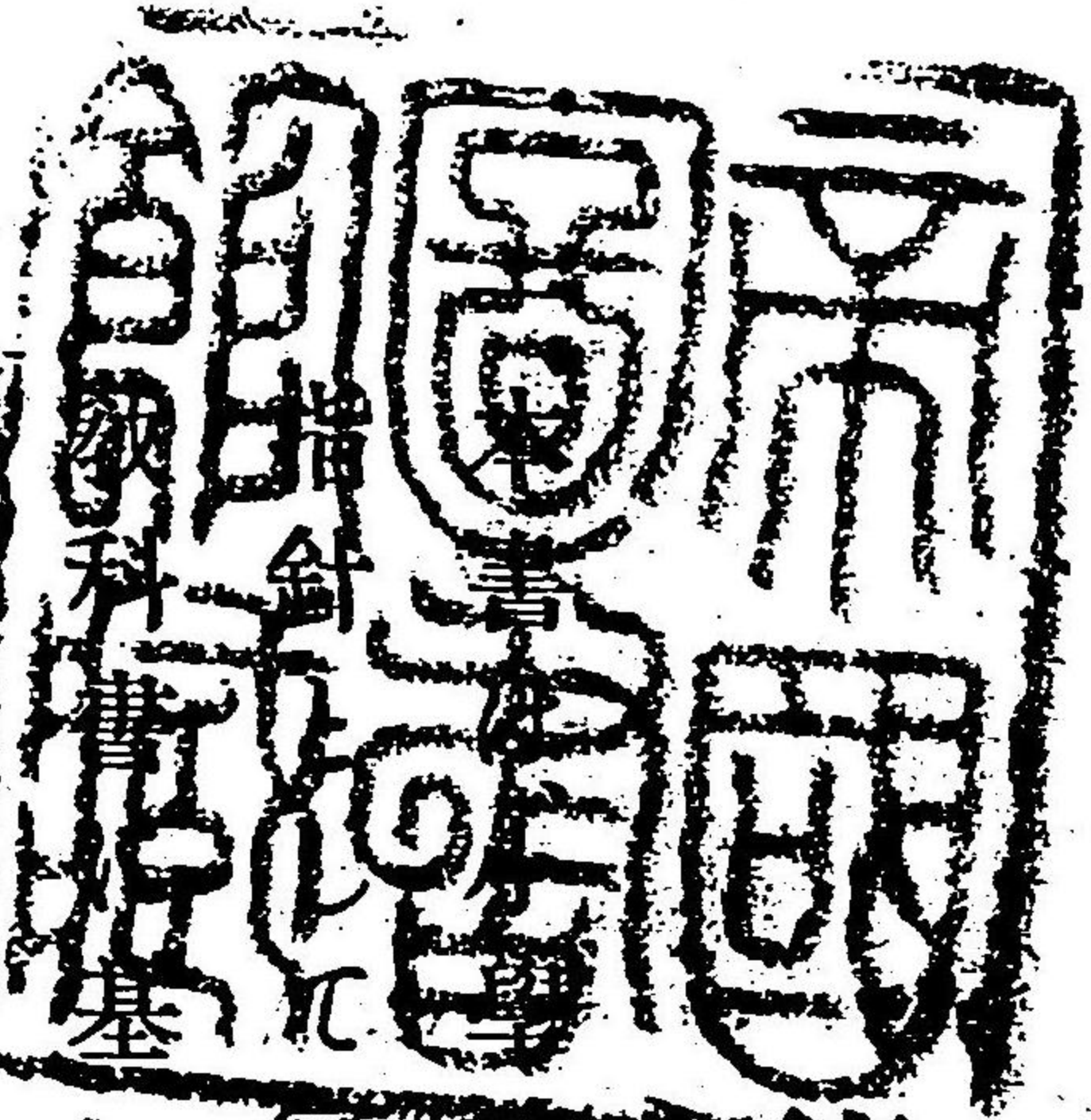


上田代吉著

國定教科書綴方教授指針
に基つける綴方教授指針 前編

東京 寶文館 同文館 館藏版

特26
391



緒言

一、本書は第一編で、綴方教授に關する一般の事項を述べ、第二編で、綴方教授の實際を示しました。学校の國語科綴方を教授するにあたつて、其の國定教科書に基いて實際教育家の参考に供しようと思つて、國定教科書に基いて編纂したものであります。

一、本書に示しました實例は、小學讀本は勿論、なほ、他の國定教科書の進度にも應ずるよゝにと注意して、編纂しました。が、時間配當としないで、各教師の運用に一任しましたのは、其の方が、却て實際に適するだらうと思つたからであります。

緒言

明治
24
R 24
内交

一、本書に掲げました實例は、範例となるよーなものを選びましたので、範例によって類推することのできるよーなものは略説しました。

一、本書のわるいところは、大方諸君子の御注意をまっして、再版の節直しませう。

明治三十七年五月

著者しるす。

に國定教科書に基づける **綴方教授指針目次**

概論

第一章 國科語の目的

綴方の所屬○國語科の規定○言語と心意との關係○國語と國民教育との關係○國語科の目的○兩目的の輕重○國語科の形式的目的○國語科の内容的目的○國語教育の統一○活きた言語○言語○標準語○東京語○方言の處置○普通文○書簡文

第二章 國語科の分科

國語科の分析○三分科の特徵及び聯絡○讀方の

任務○綴方の任務○書方の任務○三分科の關係
第三章 綴方の要務

綴方の目的と任勉○綴方の必要なる理由○綴方の任務と材料及び方法

第四章 綴方の教材

總説○内容的材料||第一要件・第二要件・第三要件

○形式的材料||假名・漢字符號・假名遣・拗音假名・句讀點○文章○尋常小學の綴方の文體○高等小學の綴方の文體及び其の分量○文法○約説

第五章 綴方の教法

綴方と達意○綴方を課する時間○綴方に授科書を用ひざる理由○綴方の第一着○綴方と話方○

綴方と口語文體の修練○綴方の教式||書取法・填字法・連接法・改作法・正誤法・縮約法・敷衍法・模作法・指導法・自作法・叙述法・共作法等○綴方の教授段階||準備記述・批評訂正○批評訂正の標準○綴方と實際教育家

綴方教授實際

尋常科

第一部 尋常小學第一學年

教授要綱

實例

第一類 範語につき片假名を讀方で授けたときの綴方

練習

第二類 範文を讀方で授けたときの綴方練習。

第三類 拗音・轉呼音を含んだ崇敬體の口語文を授けた

ときの綴方練習。

第四類 口語文及び轉呼音を授けるときの綴方の例

第二部 尋常小學第二學年

教授要綱

實例(片假名ト漢字トテ文題ノミヲ掲ゲル)

第一類 ハルノノハラ○チヨーチヨ○ツミクサ○ツク

ヅクシ○スミレ。

第二類 チチ、ハハノオン○ツバメノオヤコ○センセイ

ノオン。

第三類 オーチャクナスズメ○トモダチ○ワレラノク

ニ。

第四類 サクランポー○タベモノニキチツケヨ○キモ

ノニキチツケヨ○カラダナイセツニセヨ。

第五類 せみ○ハチ○ホタルガリ。

第六類 われらがっこー○そんちよー○やくば○

ちゅーざいしょ○じどーこころえ。

第七類 うんどーかい○はたとり○はたをくり○たい

そー。

第八類 ほーねんまつり○ちんぢのまつり○やしろ

第九類 ヒノマルノハタ○カド松○タコ○ハゴ。

第十類 ゆきとこども○ゆきかっせん○ゆきだるまの

はなし。

第十一類 くすのきまさしげ○じんむてんのー○じん

ぐこーごー。

第三部 尋常小學第三學年

教授要綱

實例

第一類 わたくしの家○わたくしのにっき○となりの

家。

第二類 水○田ウエ○ハシ○フネ。

第三類 汽車○キセン○ユービン。

第四類 母へおくる手紙○ともだちへおくる手紙○を

ばへおくる手紙。

第五類 徳川吉宗。

第六類 グンカン○すいらいてい○黄海ノタタカイ。

第七類 材木○山○山上のみはらし。

第八類 京都市○京都へゆくことを知らせる手紙○京

都からかへった人へおくる手紙。

第九類 元寇○普通文ヲ○語文ニナホス例。

第十類 石油○石炭○ローソク○タネアブラ。

第十一類 貝原益軒。

第十二類 商業○アカガ子○テツ○カヘイ。

第十三類 明治二十七八年せんえき○臺灣○北白川宮

第十四類 砂糖○カシ○シホ。

第四部 尋常小學讀本第四學年

教授要綱

實例

第一類 四季○サクラ○ウインドーカイ。

第二類 神武天皇。

第三類 日本の海山○日本ノ三景○公園。

第四類 人ノカラダ○ヨジヨリ○タバコ○サケ

第五類 停車場○ボーエキ○カイヨーバ。

第六類 電報○電報文。

第七類 送り狀○注文狀○受取證。

第八類 郵便物○郵便はがき○新聞。

第九類 八幡太郎義家。

第十類 貯金○郵便貯金○貯蓄銀行。

第十一類 兵役○陸軍○海軍○赤十字社。

第十二類 わが帝國○北海道○ワガ國ノ物産。

第十三類 病氣みまひの手紙○同返事○時候みまひの

手紙。

第十四類 議員○帝國議會○議員選舉○中央政府。

第十五類 地球韓國○清國○いざりす○ろしや。

第十六類 尋常小學卒業ヲ知ラセル手紙○卒業の後に

校長におくる禮狀。

に國定教科書に基づく綴方教授指針前編目次終

に國定教科書に基づく綴方教授指針前篇

上田代吉著



國語科の目的

綴方の所
屬

綴方は、國語科の一分科であるから、之を教授するには、先づ國語科總體の目的を知らねばならぬ。以前に作文科といふ名目で、綴方が一科の如くに見做されて居たことのあるのは、大きな誤りである。明治三十三年八月發布の改正小學校令で、所謂作文科が國語科の一分科とせられて、綴方と

第一章 國語科の目的

國語科の
規定

よばれたのは、實に適當な處置である。
改正小學校令の施行規則第三條には、左の如く、國語科の事を定めてある。

國語ハ普通ノ言語、日常須知ノ文字及文章ヲ知ラシメ、
正確ニ思想ヲ表彰スルノ能ヲ養ヒ、兼テ智德ヲ啓發スル
ヲ以テ要旨トス。

尋常小學校ニ於テハ、初ハ發音ヲ正シ假名ノ讀ミ方、書キ
方、綴リ方ヲ知ラシメ、漸ク進ミテハ、日常須知ノ文字及近
易ナル普通文ニ及ホシ、又言語ヲ練習セシムヘシ。

高等小學校ニ於テハ、稍進ミタル程度ニ於テ日常須知ノ
文字及普通文ノ讀ミ方、書キ方、綴リ方ヲ授ケ、又言語ヲ練
習セシムヘシ。

讀ミ方、書キ方、綴リ方ハ各、其主トスル所ニ依リ、教授時間
ヲ區別スルコトヲ得ルモ、特ニ注意シテ相聯絡セシメン
コトヲ要ス。

讀本ノ文章ハ平易ニシテ、國語ノ模範ト爲リ、且兒童ノ心
情ヲ快活純正ナラシムルモノナルヲ要シ、其ノ材料ハ修
身、歴史、地理、理科其ノ他生活ニ必須ナル事項ニ取り、趣味
ニ富ムモノタルヘシ。

女兒ノ學級ニ用フル讀本ニハ、特ニ家事上ノ事項ヲ交フ
ヘシ。

文章ノ綴リ方ハ、讀ミ方又ハ他ノ教科目ニ於テ授ケタル
事項、兒童ノ日常見聞セル事項、及處世ニ必須ナル事項ヲ
記述セシメ、其ノ行文ハ平易ニシテ、旨趣明瞭ナラシムコト

ヲ要ス。

書キ方ニ用フル漢字ノ書體ハ、楷書行書ノ一種若ハ二種トス。

國語ヲ授クル際ニハ、常ニ其ノ意義ヲ明瞭ニシ、且既修ノ文字ヲ以テ通常ノ人名地名等ニ應用セシメ、單語、短句、短文ヲ書取ラシメ、若ハ改作セシメテ、假名及語句ノ用法ニ習熟セシメンコトヲ務ムヘシ。

他ノ教科目ヲ授クル際ニ於テモ、常ニ言語ノ練習ニ注意シ、又文字ヲ書カシムルトキハ、其ノ字形及字行ヲ正シクセシメンコトヲ要ス。

今、右の法規の趣旨を學理上より解釋して、國語科を教授する目的の如何を示さうと思ふ。さて、國語といふは一國民

言語と心意との關係

國語と國民教育との關係

の使ふ言語をいふ。言語は心意作用の發達に最も肝要なもので、吾々人類が他の動物に抜き出でて、最も高き位置を占めて居るのは、言語の力よるのである。言語があるからして、觀念は整理せられ、且つ豊富となり、又明かに、自由自在に、觀念を發表することができるのである。そればかりでなく、言語は、感情をも表出するものであるから、自己及び他人の感情を相互に通じ合ひ、其の上で感情を修練することが出来る。かように、言語は、人類間の觀念と感情とを交換するに必要なものであるから、言語を修養しなければ、心意作用を練熟することができぬ。これは、一般に言語といふものに就いて言つたのであるが、更に、一國民の言語即ち國語といふものに就いて考へて見るに、國語は其の國民の思想感情を融

合し統一して、其の國民に特有な國民性をそなへさせるものである。それで、國語を教授することは、國民教育の上に最も重要なことであるにより、國語科は諸教科の中で、特に大切な教科とせられて居るのである。近來、國民教育の發達に伴つて、國語科がますます重要な教科とせられるよゝになつたがこれは當然のことである。

この、國語は聲音であらばされたものと、文字であらばされたものとの二つにわかれるにより、國語科の目的を達するには、言語と文章とを以て、其の國民の思想と感情とを國民的に養成しなければならぬ。かくして、國語科の目的には、言語や文字を教へるといふ形式的の目的と、思想や感情を修養させるといふ内容的の目的とを含むよゝになる。

國語科の
目的兩目的の
輕重

右の如く、國語科の目的は形式的と内容的との二つにわかれるから、教授者は、之に對して輕重をおくべきか、又は輕重をおけば何れを重んずべきかといふ事を考へねばならぬ。勿論、國語科本來の性質からいへば、言語や文字文章を教授して、其の實力を養成することが主であるから、形式的目的が主目的であらねばならぬ。従つて、内容的目的は副目的となるのである。けれども、内容的目的を輕んじてしまふわけにはいかぬ。何故かといふと、其の内容の思想感情も、亦教育上には非常に大切なものであるために、特に尋常小學校では、理科・歴史・地理などを特別に各一教科目として教授しないのであるから、これに代るべき智識は、必ず之を國語科の内容として教授しなければならぬ譯もある。それで、國語科

に於ては、其主目的たる形式をのみ重んじて副目的の内容をば勿論軽ずるといふことはないけれども、若しこの兩方面に輕重を附したならば内容よりも形式が重いといへる。

國語科の形式的目的の第一は、聲音であらした國語を正しく聽き取つて之を理解し、又之を話し出して他人に傳へることである。これが爲めには、聽覺機關即ち耳を銳利敏活にし、記憶や思考などの心意作用を精確にし、又其の發音機關即ち口舌鼻喉などを修練して、思想の發表を自在にし、又感情を養はせるよゝにせねばならぬ。さて、巧に話し出すには、先づ充分によく聽き取ることを練習しなければ出來るものではない。何故かといふに、巧に話し出すには、必ず聲音の曲節や言語の法則をよく心得てをかねば出來ぬもの

國語科の
形式的目的

ゆるにである。次に形式的目的の第二は、文字であらした國語を、正しく讀み分けて之を理解し、又正しく之を書き綴つて他人に傳へることである。これがためには、視覺機關即ち目と發音機關とを銳敏にし、記憶や思考などの心意作用を精確にし、又運筆の機關即ち手と視覺機關とをよく修練して、思想の記述を自由にし、併せて美的感情を養ふよゝにしなければならぬ。恰も、巧に聽き取ることと、巧に話し出すことが密接にして離るべからざる關係のあるよゝに、巧に讀み分けることと、巧に書き綴ることとも、亦密接にして離るべからざる關係があるから、巧に書き綴らうとするには、必ず先づ、巧に讀み分けることを練習しなければならぬのである。

國語科の
内容的目
的

綴方教授指針前編

一〇

言語と文字とは、國語の形式であるが、この形式は、其の中に包含して居る思想感情をはなれては、正しく理解することが出来ぬ。其の思想感情といふは、即ち國語科の内容的目的となるものである。其の内容的目的の第一は、日常の生活に缺くべからざる知識を教授すること、其の第二は、道德的品性を養ふことである。前にも述べた如く、内容的目的は、國語科の副目的であるけれども、決して之を輕んじてはならぬ。内容が善良であると不良であるとは、教育上に大なる得失がある。何故かといふに、内容が善良であれば、智徳の練磨に大なる効果があり、又それが不良であるときは、却て弊害を生ずるからである。且つ又、國語科の内容となるべきものは、他の諸教科と、よく調和し、よく統一して、智徳の修養に

國語教育
の統一

効果の大なるものでなければならぬ。

以上に於て、國語科を教授する目的を説いた。之に就いて説かざるべからざることがある。即ち國語教育の統一といふことである。そも、國語科教授の目的は、言語と文字とを以て、國民の思想感情を國民的に養成するものであるから、國語教育の統一がなくてはならぬ。之に依つて國語科の教授をするには、必ず先づ、國語教授は活きたる言語の上に立てられるべきものか、どうか、又數多の方言は如何に處置すべきものであるか、又標準語を定める必要は有るか、無いか、有るとすれば、我國の標準語は如何なるものであるかといふことを知ることが大切である。左に之を述べておかう。

吾々明治時代の國民は、明治時代の言語を日々使つて居

活きたる
言語

第一章 國語科の目的

一一

るのである。この明治時代の言語こそ活きた言語である。それでも、もし明治以前の死んだ言語を使つて、國語を教授するとすれば、それは兒童にはわかりにくく、且つ二重の言語を使ふことになる。即ち二重の負擔をさせることとなつて、大層不經濟になる。かよゝに、國語の形式の方に負擔を過重にすれば、學業の進歩をさまたげ、智徳の修養を充分にさせることができぬ。それで、小學教育における國語の教授は、専ら今日の活國語を教ふるを目的としなければならぬ。

しかし、右の如く活きた國語の上に行ふと言つても、日本全國同一の言語を、今使つて居るのではない。或は交通上の不便のために、一國の言語が分れて、各地方的の區別を生ずることがある。或は昔の封建時代の餘勢のために、幾多の區

方言

別を存して居ることがある。或は上流とか中流とか下流とかの社會の異なるによつて、差別の存することがある。或は職業の異なるがために、差別の有ることなどがある。これらの區別があるために、活きた國語とはいひながら、一定同様といふわけに行かない。それで、數多の方言の間に立つて標準を示す言語即ち標準語を定める必要が生ずる。

さて、標準語に對しては、次のやうな反對がおこるだらう。方言の外に、標準語をつかへば、やはり言語の二重負擔をさせることになるではないかと。なるほど、二重負擔をさせることになるけれども、二重といひながら、非常に輕重の別がある。標準語を活きた言語に取るのであるから、數多の方言とは、大層縁の近いものである。それで、活きた言語につきて

標準語

東京語

綴方教授指針前編

一四

標準語を取るのには、大層經濟的である。然らば、今わが國でこの言語を標準語とするか。國定の國語讀本は、其の口語文をつくるに、東京の中流社會に行はれるものを度としてある。即ち東京の中流語を標準語としてある。そもく、東京はわが國の首府であつて、交通の要衝に當つて居る。さうして、其の中流社會といふは、兩極端に偏しないで、最も普通な程度を示して居る。且つ各地方は、東京語を模倣しようといふ風潮になつて居る。それで東京の中流社會の言語を度とせられたのは、適當なことである。けれども、其の中流社會の言語といつても、之に彫琢を加へなければなるまい。それで、標準語の選定といふことが大切となるのである。國語調査委員會でも、まだ標準語の選定ができて居ない。今日は、當分國

方言の處

定の小學讀本の口語文を度として、ゆかねばならぬ。さりながら、此に疑問がおこる。標準語を立てたならば、初學年の兒童から、この標準語にあはせて、國語教授をしなければならぬか。此れは考ふべきことである。そもく、兒童は各地方に生れて、母の膝の上に居る時から、その地方の言語を覺えたものだから、初から標準語どほりに、之を律しようとする、その兒童は、其の思想感情の發表をすることがむつかしくなる。それで漸進主義を以て、之を律しなければならぬ。即ち絶對的に方言を斥けて、誤つて居るとか、下品なとかと言つて、兒童の思想感情の發表を束縛してしまふことはよくない。却て方言を初めには利用して、兒童の進歩を助けさせ、漸次に、其の方言を矯正して、標準語に到達させるよ

普通文

しにしなければならぬ。

國語の教授は、活きた國語の上にもつばら行ふべきであるけれども、なにぶんにも、わが國の國文は、所謂普通文といふものが盛んに行はれて居るから、今俄に之を廢して口語文ばかりにしてしまふ時には、却て思想交換にさしつかへる場合が多いから、幾分かは之を義務教育にも課せられて居るよゝな次第である。故に普通文は、なるべく平易明瞭なものでなければ、之を教授する効果を收めることが甚だむづかしい。こゝが大に注意を要する所である。

書簡文

書簡文も亦普通文と同様の事情で、今俄に之を廢して、口語文を以て之に代へてしまふことができない。それで、義務教育に於ても、之を讀みうるよゝにさせたいといふ趣意で、

國定の小學讀本にも加へてあるのである。但し、之を義務教育にある兒童に強ひて作らせよといふのではない。たゞ思想を他人より傳へるに、なるべくさしつかへぬ爲めに加へたので、自分から他人へ思想を傳へるには、口語の書簡文でもよろしいのである。又公用文の如く、書式の定つて居るものは、之を自作させる必要がないのである。何分にも、當分は口語文と普通文と書簡文との三重の負擔があるので、これは、國民教育上改良を要することであるが、今のところ已むを得ぬ事情があるので、餘儀なく國語教授上に用ひられて居るのである。この他に國字といひ、假名遣といひ、大に改良を加へなければ、國語教育を満足にして、その目的を果すことが困難である。今日の國語教授は、この困難を凌いで、其

の目的をなるべくよく果すよーにつとめる外はないのである。

第二章 國語科の分科

國語科の分析

前章に於て、小學校令施行規則第三條に、國語科が各其の主とする所に依つて、讀方、綴方、書方の三分科にわかつことを得るを定められてあることを示した。この三分科といふのは、勿論便宜にわけたので有つて、仔細にわけて見ると、

- (一) 聽く事 これは聽音機關即ち耳を以て、言語を聽き取るものである。
- (二) 話す事 これは發音機關即ち口舌鼻喉を以て、言語を話し出すものである。

- (三) 讀む事 これは文字を以てあらはした言語を、視覺機關即ち目を以て讀みわけけるものである。
- (四) 書く事 これは言語を書きあらはす文字を、運筆機關即ち手を以て書くものである。
- (五) 綴る事 これは文字を以てあらはすべき言語を書き綴るものである。

なほ、右の外に取り出して見れば、言語の語法、言語の内容といふものもある。それで、前に掲げた三分科に於て、各其の主とする所に依つて、右の五項を配合して見ると、

- 第一、讀方には(一)(二)(三)主として聯絡し、(四)(五)は副次的に聯絡する。

- 第二、綴方には(二)(四)(五)主として聯絡し、(一)(三)は副次的に

三分科の 特徴及び 聯絡

聯絡する。

第三、書方には(四)主として聯絡し、(一)(二)(三)(五)は副次的に聯絡する。

右の三分科は、かつて以前に、各一教科として課せられたことがあつたけれども、國語教授の聯絡統一を失ふ傾向があり、又弊害もあつたので、現今の如くにせられたのである。それで今、之を國語科の各一分科として教授するに當つてもよく國語科の聯絡統一といふことに注意して、三分科が、はなれくにならない様に、注意しなければならぬ。左に三分科の任務に就いて説かう。

綴方の任務

綴方の任務は、記述せられた國語を読みわけ、同時に種々の知識を得させるのである。その任務をはたすためには、た

綴方の任務

く、文字や文章を素讀させたり、解釋させたりするばかりでなく、其の語法や書字法をも理解させ、又之を談話し得る様にもさせなければならぬ。それだから、読み方教授では、國語を聽くこと讀むことの外に、話すこと、書くこと、綴ること、させなければならぬ。且つ又、言語の内容たる思想感情を養成する様にとめなければならぬのである。又語法に於ても、必要なる説明は時々與へなければならぬ。

綴方の任務は、自己の思想感情を、文字を以て正しく巧みに發表させるのである。綴方の任務は、つまり、綴方の任務と正反の順序をとるものである。その事を左に詳説しよう。

一、綴方は、言語文字の上から思想の方へ向ふものであり、綴方は、思想の方から言語文字の上へ進むものである。そ

れで、綴方では、まづ思想を明瞭に整理しておかなければよき効果を収めることができぬ。

二、 讀方は、言語文字の含む思想を理解することを主とし、綴方は、思想を含む言語文字を運用することを主とする。それで、綴方では、言語文字の運用をさせることに重きをおかねばならぬ。

三、 讀方では、他人の思想を了得することをつとめ、綴方では、自己の思想を發表することをつとめるのである。それで、綴方では、發表者の思想をなるべく自由に發表し得られるようにしなければならぬ。

四、 讀方では、分析的順序を取り、綴方では、総合的順序を取る。それで、綴方では、發表者の思想を総合させる

事が大切であるから、讀方其の他の教科、日常見聞した思想を、一つのまとまつた言語文字に書きあらはさしめるようにしなければならぬ。

五、 讀方は受動的のもので、綴方は能動的のものである。それで綴方は、児童の心意を活動せしめ鍛練せしめるに効力多きものである。

讀方に比較して、綴方の有する任務は右の如きものであるから、綴方は、少くとも、讀方と同等の價値を有して居るものである。世に國語科を教授する人の中に、動もすれば讀方を重んじて、綴方を軽んじる傾向がないとも限らぬ。これは大に綴方の任務を疎略にすることになるから、戒むべきことである。

書方の任務

書方の任務は、文字に對する運筆の順序方法を知らしめ、確實明瞭に且つ迅速巧妙に書くことを得させて、實用的技能を修得させることを主とし、兼ねて美的感情を養はせるのである。讀方は讀み分けることが主であつて、綴方は書き綴ることが主になるのであるから、文字を書く練習は、別に分科とする價值があるのである。即ち書方の主とする所は、寫字の技能を發達せしめることにあるのである。さて書方は、讀方と綴方との中、何れに最も近い關係があるかといへば、勿論綴方の方にあるのである。

三分科の關係

國語科の三分科の中で、綴方は讀方と書方との兩方の關係の中間にあるものである。何故かといふに綴方は思想の方面に於ては、讀方と密接なる關係を有し、技能の方面に於

ては、書方と密接なる關係を有して居るからである。なほ、讀方と綴方の關係を考へるに、讀方は思想の資本を吸收するものであつて、綴方は吸收した思想の資本を使ふものである。それで、順序から言ふと、讀方は前で、綴方は後となるべき性質を有して居る。又綴方と書き方との關係を考へるに、文字を綴るには、勿論之を書くことができなければならぬ。それだから、綴るには書くといふことが必然大切となるのである。思想を文字に書き綴るに當つて、同時に文字をかく技能をも修練させるときには、兒童の心意を、思想と技能との兩方面へわけさせることになるから、文字をかくことは、別に分科としてよく練習させておき、之を思想發表の際に實用に供させるのが得策とするのである。そして、書方に於

ては、前にも述べたとほり實用ばかりでなく、大に美的感情を養ふよしによく練習せしめることを忽せにしてはならぬ。要するに、國語科の三分科は、有機的に統一させて、たゞ教授上の便宜のために其の時間をわけても、三者をよく聯絡して、一にして三、三にして一といふよしに教授しなければならぬ。よく世に言ふ譬喩であるが、箭は一本一本はなれなくにして折るときは、容易に折れるが、三本を一束にして折らうとすると、容易に折れないといふことがある。國語科の三分科も、その如くで、よく聯絡統一させないと、其の効果が少い。之に反して、よく聯絡統一させると、其の効果は甚だ多いものになる。國語を教授しられる人々が、よくこの譬喩の意味を會得せられんことを望むのである。

綴方の目的と任務

綴方の必要なる理由

第三章 綴方の要務

前章に於て、綴方の任務について、説いておいたが、尙本章に於て、重ねて之を説かうと思ふ。そもそも綴方の目的は、思想感情を文字文章に依つて、正しく巧みに發表させるといふことにあるので、この目的を果たさせるのが、綴方の任務である。さて、我等の思想を書きあらはして、日用の事を使い、數百千里も隔つたところや、數百千年の後へも傳へることの出来るのは、文章の徳である。文章は、實に人間が萬物の靈長として、其の智徳を發達させるに缺くべからざるものである。現に開化とか未開とかの區別を立てる一條件として、文字文章を以て思想を書きあらはす程度が、注意されて居

る位である。それ故、この大切な文字文章を書き綴ることを教へるのは、我等人間に取つて甚だ必要な貴ぶべき事になる。かよゝな必要な貴ぶべき事に對して、反對をいふ人もないではない。それは、讀方さへ達者にやれば、綴方は自ら出来るではないかといふのである。けれども、これは、單に或る度までに就いて言へること、其の度をこえると、到底できないことである。何故かといふと、前章にも述べた通り、讀方と綴方とは、其の性質を異にし、其の任務を異にして居る。即ち讀方は他人の思想を理解するものであり、綴方は自分の思想を他人に理解させるものであるからである。何ほど他人の思想を理解するに巧みでも、自分の思想を他人に理解せしめることが、必ず巧みにできると限ることはできぬ。それ

だから、兩者は、どうしても別々に修養させる必要がある。決して讀方と書方とが出来れば、綴方は出来るといふ調子にはいかぬ。文章を綴るには、勿論讀方や書方の助けがなくては、できないのであるけれども、綴方には綴方として特種の修練がなくてはならぬことを認めなければならぬ。又或は綴方の必要は認めるけれども、それは讀方や書方や其他の教科目の便宜の時に、兼ねて教授したならばどうかといふ人がある。けれども、児童の心意は、單純なものであるから、綴方といふ大切なものまでを附帶的に課して、其の効果を收めよゝとすることは不適當で、且つ主たる教授事項のためにも不都合である。例へば書方は運筆の練習を以て肝要なる任務とするものであるのに、之に綴方を附帶せしめたな

らば、児童の心意は、兩岐に分れて妨害を生ずることになるよゝなものである。勿論書方に於ても、綴方と關係をよくつけることは肝要であるけれども、たゞ兩者の任務を同時に果たさうとするのは、宜しくないといふのである。この所を誤解してはならぬ。

右に述べたやうな理由に依つて、綴方の時間を設けて教授する必要がある。この必要をみたすのが即ち綴方の任務である。この任務を果たすためには、如何なる教授材料を要するか、又如何なる教授方法を以てすべきかといふことは、次の二章に於て説かう。

第四章 綴方の教材

綴方の任
務と材料
及び方法

總説

教授は如何なる教科でも、常に児童の發達の程度に適合せねばならぬ。教材に於ても、教法に於ても、此のことは最も肝要である。就中、綴方は國語の運用力を養ふのを主眼とするもので、頗る技能的性質を帯んで居るから、最も児童の發達の度を顧慮せねばならぬ。何故かといへば、凡そ技能的性質のものは、他より強制して、所謂無理押付に其の才能を付與するわけに行かぬ。必ず各自の有する力量相應のことを學んで、之を練習させ會得させねばならぬからである。宋人が苗をひいて成長を助けやうとした愚さは、今更申す迄もなく。凡て若い苗の中に手荒い耕作をしたり、肥料が不當に多過ぎては却つて害がある。さればといつて、餘り手柔かに過ぎて、一人息子を育てるやうでもいかぬ。可愛い子に旅さ

せよといふのも此の理である。故に教授が正しく児童の發達の程度に適合して、其の負擔が其の程度々々の児童に相應することは、最も大切なことである。従來の教授特に綴方教授が十分の効を奏せなんだのは、全く児童の發達の程度を顧慮しなかつた罪である。けれども、児童の發達階段については、未だ十分に研究されて居らぬ。なるほど、西洋では教育學者も心理學者も澤山あつて、随分と研究も調査もして説を立てた人があるが、是れは彼の國の児童についての説で、我國の児童に直にあてはまるか否かは、大なる疑問である。國民性が異なり、四圍の境遇、事情、風土に差ある以上は、發達階段も彼我一致せぬ點あるは勿論である。されば實際教育家は常に我國児童の發達について考察し、之を教授する

ことが頗る緊要である。我國児童の發達階段が十分研究せられて居らぬからといつて、教育事業を中止するわけにはゆかぬ。且つ均しく人類である以上は、彼我の間に非常なる懸隔はない。随分と共通點もある。この點は彼國の學者實際家の研究を採用することができる。これに加ふるに我國に於ける従來の經驗實際の報告を以てし、日々注意をして教授したならば、さしたる過なく、舊に比して効果を擧げるとも必ずできよ。それで、實際の教授、就中綴方の如き心身兩界に關係のある堪能を與ふる教授に於ては、一學年毎に如何に教授すべきかを示すのが必要である。しかしこれは次篇に譲つて、こゝでは綴方の本質上から一般に亘つての概綱を説かう。何故ならば、これは次篇を理會し活用するに

甚だ必要なことであるからである。

儲、前既に述べた通り、國語科には、形式的方面と内容的方面とあつて、綴方は其の内容的方面から形式的方面に進むもので、讀方と正反の順序をとり思想から言語文字に進むものである。故に綴方の教材にも内容的と形式との二方面がある。以下順次之を説かう。

(甲) 内容的材料は如何なるものを探るべきやといふに、第一に必要な條件は、兒童の思想界に存する事項を綴らせるといふことである。綴方は思想を書き綴るのであるから思想がなくてはできぬ。勿論思想ばかりで文章ができるわけではないけれども、思想にないことは、如何なる學者でも筆にする譯にゆかぬ。況して幼稚未熟の兒童に於て然り

内容的材

第一要件

第二要件

である。思想にないことを綴れといふのは、知らぬことを言へと責むるに異ならぬ。思想が充分でないのに筆が存分に動く筈はない。それに世間では兒童發達の度を顧みないで、徒らに高尚な事項を書き綴らせて、成績がよいと誇るよくなことがある。随つて即席料理風に無理に教師が手傳つて仕上げさせる。斯様なことをすると兒童は綴方をむつかしきものとして之を嫌ひ、依頼心や卑屈心を起させることになる。であるから、綴り方の内容的材料は、兒童が家庭で經驗したこと、學校や社會で實地遭遇したこと、及び讀方、其の他修身、地理、歴史、算術、理科、唱歌、體操等で既に學習したことから採らねばならぬ。しかも、唯兒童の思想にある事項だからよいとはいへぬ。即ち第二の要件として、其の事項が兒童の

思想に非常に興味があつて之を發表せんと動機の盛んなものでなければならぬ。大人でも妙文ができるのは所謂思想が充溢して、一種の靈慮を有するときである。これは思想が活きて居るから、それが躍動して、文字文章の上にはあらはれるからである。それで、一字一句については、其の文章によし幾分の缺點があつても、全體に亘つて、大に採るべき所がある。之に反して、思想の至らぬときは、よし一字一句についてはいよいよ所があつても、文章全體が引立たぬ。特に小學兒童の如き思想の幼稚な注意の動き易いものに於て然りである。若し以上の二つがよく備つて、兒童の思想にあること、兒童の深く興味を有することを促へて、拘束なく思ふ存分に書かせたならば綴方の進歩發達は期して待つべく、殆ん

第三要件

ど過半成功したものである。しかし、教材選擇の標準は、これで盡きたのではない。この二要件は、最も根本的で最も肝要なものであるが、尙この外に、内容的材料は日常生活に必須なことであることと、道德的國民的思想を養ふに足るものなることが必要である。不道德のことや、無用ないたづら事を書かせるの非なることは、教育上明かである。し又他教科からとる材料の如きも自然と之に反する如きことはない。故に今之を細論する必要はない。唯、第三要件として注意すれば足るのである。

形式的材料

(乙) 形式的材料についても亦深く注意せねばならぬ。何故かといへば、綴方は思想を正しく巧みに書き綴らせるのが任務であつて、しかも、兒童の有して居る思想を、形式のた

めに殊更に窮屈にして、其の發表の自由を妨ぐるやうなことがあつてはならぬからである。換言すれば、綴り方は國語の形式の運用力を養ふのであつて、國語の内容を學ばせるのでないからである。随つて、讀み方並に書き方と密接なる關係連絡を保たねばならぬ。讀み方書き方で授けない形式を綴り方で教へて用ひさせやうとするのは甚だ誤つて居る。

斯るが故に(一)假名の字體は文部省の規定の字體を用ひ、變體假名などはかりそめにも使はせぬがよいし、(二)漢字も教科書の範圍を超えぬことが肝要で、其の以外の文字を授ける必要がない。國定尋常小學讀本では第一學年に十字、第二學年に七十三字、第三學年に百六十一字、第四學年に二百

假名
漢字

五十六字を用ひ、尋常小學科全體で漢字の數を凡そ五百字に制限してある。而して高等小學科に入りても、従前より漢字を節減し、其の第一二學年に凡そ千字即ち明治三十三年八月の改正小學校令施行規則で示した尋常小學での漢字總數と略ぼ同様に節減し、其の第三四學年に至つて、字數に關せず、必要なる文字を用ひたよである。故に綴り方では此の範圍以下に於て兒童に漢字を用ひさせるがよい。且つ漢字の略字も讀み方並に書き方教科書に従ひ、異體のものも之を避け、書體も(一)の外楷行二體を用ひて教科書に用ひられなんだ草體などを用ひてはならぬ。(二)符號も國定教科書にある外のものは採らぬがよい。又(三)假名遣に於ても、表音的標準假名遣の確定せられるまでは、國語假名遣は

符號
假名遣

歴史的假名遣を用ひることになつて居て、字音假名遣に限つて表音的假名遣を使はせる方針であるから、綴り方に於ても之に依るの外はない(五)拗音及び送假名法、句讀點等につきても種々あるが、國定教科書と、あまりかけはなれぬ様にするがよい。

文章は如何なる文體によつて綴らせるかといはゞ、これ亦小學讀本の進程に準據せよといはねばならぬ。しかし、國定の讀本にある文體を盡く綴らせんとするのは不當である。なぜならば、讀み方と綴り方とは其の目的が異なり、其の本質を同くせぬ。讀み方は國語を讀み分くるのが本領であるから、諸種の文體を教授することを要するが、綴り方は思想を發表するが本領で、小學校では日常須要な文體でよく記

拗音、送
假名、句
讀點等
文章

述し得るのが肝要である。明瞭に思想を表出し得ば足るのである。故に韻文を綴らせたり、佶偲なる漢文直譯體などを書かせてはならぬ。綴り方の文章は平易な口語文、普通文、候文以外の困難なるものを採らぬがよい。しかも此の三體の文章を課するにも、大に注意せねばならぬ。普通文や候文も我國の現状ではやめるわけにはゆかないけれども、最初から授けてはならぬ。兒童の思想を發表する言語は、幼少の時、母親の膝の上にある頃から覺えたもので、現今活きて居る國語である。それに最初から平安朝頃の語法に基いた文章で、其の思想を發表させよとするのは、文章を以て思想を束縛するものである。普通文や候文は、讀本で課したからとて、同時に綴り方で用ひさせるのは無理である。であるから、

尋常小學
の綴方の
文體

高等小學
の綴方の
文體及び
其の分量

讀本の程度より後れて行かねばならぬ。國定の尋常小學讀本を見るに、第一學年第二學年は悉皆口語文體で、第三學年には口語文體が三十、文語體が五、第四學年では口語文體が二十四、文語體が十九で、口語文體は讀本全體の十分の八以上を占めて居る。しかして、候文體は全體の中に僅かに六あるのみで、全く讀解し得る手引に加へたに過ぎない。故に尋常小學科の綴り方では、口語文體に限り、他を課せざるがよい。高等小學科に入つても初の頃は從前の教科書より口語文體が多くて文語體は終りに近づくに従つて増加してある。故に綴り方でも亦之に準じて漸次平易な普通文體と候文體とを加へるが至當である。換言すれば、兒童既知のもので、よく之を運用し得るものを次第に加へ増すことが必要

である。而して候文體は殊に注意して、なるべく普通文體と近似させ一切書き下しとして、當て字も避け得る限り之を避けて假名にて表はし、送假名、假名遣等も普通文體と異ならぬよ―せねばならない。而して、口語文體、普通文體、候文體を課する比例は凡そ左表の如くするがよい。

	第一學年	第二學年	第三學年	第四學年
口語文體	六	五	四	三
普通文體	三	四	五	六
候文體	一	一	一	一
合計	一〇	一〇	一〇	一〇

文法
形式的材料について、今一つ述べべきは文法である。文法の教授については、古來種々の説がある。しかし我國の小学校では特別に文法として教授することは避けねばならぬ。

少くとも、現時の國語に於てさうである。何故ならば、我國語の文法は特別にむつかしくて、文字・文章もなかく、容易でないから、之を兒童に課するのは甚だ無理であるからである。さればといつて正しく國語を理會し、正しく國語を書き綴るには、文法の知識がなくてはならぬ。故に吾人は之を特別の二科として授けないで話し方・読み方・綴り方に於て、話し、読み、綴るに必要な場合に、其の實際の事項について、具體的に教授するのを最も可なりとするものである。而して綴り方で之を授ける場合には殊に注意して、之がために兒童の綴り方の能力を拘束したり萎縮させたりしないよゝにせねばならぬ。即ち兒童の發達の程度に應じて、實例について適宜、其の誤謬を正して、之を使用させるぐらゐに止めね

約説

ばならぬ。修辭の巧拙も同様であつて、具體的に之を直覺させて、自然に悟入させるのがよい。

之を要するに、綴方の材料は、其の内容的方面では、他教科及び兒童の經驗界に求めて、兒童の思想界に、極めて明晰に活動し、深き興味あるものを採り、又形式的方面では、読み方と連絡して読み方を模範とし、其の以下の程度に依り、兒童のよく運用し使用し得る文字文章を選び、兒童の發達の度に應じて、十分に其の作文力を發展し練磨し得させねばならぬ。斯様にするときは、綴り方教授は大なる効果を奏することができらうであらう。

第五章 綴方の教法

綴方と達意

既に述べた通り、綴り方は思想を發表すること即ち國語を運用する堪能を與ふるものであるから、文字文章に於ても、書き綴らせる事項に於ても、共に兒童の既知のものに採り、之を教授するに當つても、達意を第一として、兒童の思想を思ひ存分に書き綴らせるよゝにしなければならぬ。之がためには、兒童の思想中に書き綴らせる事項が活き々々として居つて、兒童が之を發表したいといふ念に充たされて居る機を捉らへねばならぬ。随つて綴り方は尋常第二學年以上に於て、一週二時間を割くも、其の時間は時間表の中に固定しないで、便宜のときに之を課することを忘れてはならぬ。彼の綴り方教授法を説くに、毎時配當を以てし、之を一定することは甚だ不當のことであると思ふ。吾人は此の理

綴方を課する時間

綴方に教科書を用ひざる所以

由によりて、尙ほ一步を進め、綴り方の時間のみならず、讀み方其の他の時間に於ても、之を練習させる機會があれば、必ず之を利用して、すかさず其の練習をさせることを可とするものである。綴り方は理屈などで十分に知得させられるものでなくて、練習によつて會得し上達するものであるから、殊に之に意を用ひねばならぬ。國定教科書に於て、讀み方と書き方とは教科書を提供せられたが、綴り方の教科書を一定せられなかつたのは、實に如上の理由に基くものである。それで綴り方に關する書物は、教師の參考とするまでのもので決して之に拘泥してはならぬ。必ず之を活用して死教授に陥らぬやうにせねばならぬ。

綴方の第

綴り方は、斯く思想が根柢となるから、兒童の思想界に活

一着

躍せる事項をとらへたときに、よく其の思想を整理して、秩序立て、やるがよい。然しなるときは、児童は幼稚であるから、徒らに思想を叙列するばかりで、亂雑に流れ、不秩序に陥り、正しく巧みに發表させるわけにゆかぬ。されど、此の際注意すべきは、児童の思想を教師、否成人の思想に引きつけてはならぬといふことである。口語文でも、普通文でも、日用文でも、児童は児童らしき所あるは當然である。即ち児童發達の程度に應じて、それ相當の思想を綴らせる様に教授し、其思想をば、児童の思想として、之を整理してやるがよい。これが綴り方教授の第一着である。

綴方と話
方

而して、児童の思想が整理せらるゝときには、其の話し方を練習させるがよい。否實際に於ては、思想整理と其の話し

綴方と口
語文體の
修練

方練習とは、同時に行はるのである。話し方は聲音によつて思想を發表するのであり、綴り方は、文字によつて思想を發表するのであるから、二者は性質上全く差異なしといつて差支ない。随つて、話し方が正しく且つ巧みであれば、綴り方も正しく且つ巧みとなるわけだ。なぜならば、文字文章は言語を筆にしたものであつて、言語に表出したのを文字文章に書き改めることは、頗る容易なことであるからである。斯様なわけであるから、綴り方教授では、口語文に十分熟達させることが肝要である。吾人が綴り方教材の章下で、義務教育に於ては一切口語文とし、高等小學に進んでも、口語文から普通文に入るべしと言つたのも、一つはこの理由によるのである。活きた口語文で、十分に思想表出の堪能を發

達させて置けば、次ぎに普通文を授けるにも、口語文と普通文との差異を明かにし、口語文を普通文に改める知能がありさへすれば、容易にできるわけである。しかし、児童は幼稚であつて、此の差別を知り、其の才能を活用し得るまでには漸次修練せねばできぬ。それで、口語文から普通文に移り、又は候文に移るときは、よくこの點に注意して、餘り嚴密に之を正して、児童の作文力を萎縮させてはならぬ。形式は勿論忽せにしてはならぬので、綴り方の終局の目的は、筆の上で正しく且つ巧みに思想を表出さへすればよいのであるけれども、児童發達の程度を顧みないで、形式に拘泥し過ぎては、却つて、其の目的を遂げることができぬ。

綴方の教

綴り方は、國語の運用力を養ふものであつて、一朝一夕に

式

はゆかぬ。特に我が國語の如く、文字文體の複雑困難な場合に於ては、十分なる練習が必要である。それで、種々なる教式を用ひて、よく之を教へ導かねばならぬ。今左に綴り方教式の主なものを擧げて説かう。但し教式は、これで盡きたわけではなく、又左に掲げたものでも、時と場合とによつて、之を活用することを忘れてはならぬ。

書取法

(一)書取法 は極めて容易な教式で、細別すれば三種ある。(甲)は見寫法で、既知の文章を教科書其の他より寫させるので、多く讀み方教授中に行ふ綴り方に用ふる。(乙)は暗寫法で、暗誦させて置いた詩歌文章を書き綴らせるので、これも分科としての綴り方教授には多く用ひない。(丙)は聽寫法で、通常書取といふものは多くこれである。これは、既授

の文字文章を読み上げて書取らせ、或は既知の文字を用ひて、談話を其のままに口語文に書き綴らせる。読み方でも多く用ひるが、綴り方でも、速寫練習とか平易な模範文の筆記等に用ひる。

填字法

(二) 填字法 は文章中の文字、語句、文章等を缺除して置いて、これに、適當な文字、語句、文章等を填充させるのである。この教式に於ては、填充したのが偶然に、的中するやうな字句を缺除せないで、兒童の程度に應じて、既得の作文力を活用し得るよゝな語句、文章を填充させるがよい。

連接法

(三) 連接法 は二個以上の短句又は短文を結合して一文章となさしむる法である。これも種々あつて、簡單に二つの語句又は文章を接續詞で連接させるのもあり、語句、文章

を變じて、一文章とさせることもある、又連接すべき語句、文章を教師より與へるときもあり、兒童に綴らせて後に連接させることもある。

改作法

(四) 改作法 にも種々あつて、口語文を普通文に改めさせ、又反對に、普通文を口語文に改めさせることもあり、尙、口語文を候文にしたり、候文を口語文にしたり、韻文を口語文又は普通文に改めさせるものもある。この方法は、文章の形式たる文體の差異を知得させるには、頗る必要な方法である。但し、兒童の程度によつて、其の改作のさせ方に嚴正なると然らざるとの別を立つべきは勿論である。尙、改作させる必要のない部まで、強ひて言ひかへ書きかへさせるが如きことをしてはならぬ。

正誤法

(五) 正誤法 は誤字、脱字、文法違等の缺點ある文章を示して、之を訂正させるのである。これは文法、修辭等に關する練習に大に効があるけれども、この訂正は大に兒童の心力に適合することを要する。而して兒童の思想にて加へたる訂正を重んぜねばならぬ。若しこの二つの注意を忽にするときは、折角の教授も効がないことになる。

縮約法

(六) 縮約法 は一に省略法ともいふ。長文を省略して、其の要項のみを簡明に表示する短文とさせるのである。この法は、兒童の悟性が發達して、概括作用が進歩してから、用ひねば効がない。而してこの法の長所は、文章の結構を知らせるに甚だ有用であつて、讀み方教授にて多く用ひるものであるが、綴り方にもたまにはつかふがよい。

敷衍法

(七) 敷衍法 これは前の縮約法の反對で、概綱のみ書き示したものに、肉をつけ、尾緒をばつけて、之をのばし長文とさせるのである。これも文章の結構を知らせるに利があるが、又綴り方の練習にもなる。なぜならば、骸骨若くは要項のみのものを敷衍するには、更に之に語句文體を案出し添加せねばならぬからである。

模作法

(八) 模作法 これは模範文を授けて、この範文の組織結構に習つて他の文を書き綴らせるのである。模範文は讀み方のもの、教師の授けたもの等から取つて、十分に其の組織結構を知得させた後に模作させねばならぬ。隨つて眞に模範たる文は之を略記させるがよい。文章をよく綴るには佳句妙文を暗記することは大なる補助となるもので、

其の形式が児童の頭脳中にできあがつてをるときには、非常に効果の多いものである。漢學者の普通文が漢文體となり、和學者のが和文體となり、洋學者のが歐文體となるのを見ても、範文の價値は知れるであらう。

指導法

(九) 指導法 これには種々あつて、記述すべき思想の大體を整理指導して綴らせることもあり、又文章の段落順序等の要項を示して書かしむる事もある。何れも、綴り方教授に廣く又多く用ひられる教式である。其の指導の度は、児童心意發達の度に應じて、精粗繁簡宜しきを得なければならぬ。このことは、既に前に述べたことがあるから、今再び細説する要はないが、指導の巧拙によつて、作文力の進歩と否とがわかれるから、特に之をこゝに言説したので

自作法

ある。

(十) 自作法 この方法は、最も高年級の児童に課すべきものであつて、綴り方の教授は自作し得るに至るのを目的とせねばならぬ。これにも二法あつて、一は文題のみを示して児童に綴らせ、一つは文題も何も示さないうで児童の任意に綴らせるのである。後者は前者よりも一層むつかしい。それ故に、自作法は小學教育から除くべしとの説さへある。しかし、これは教材に關すること、其が児童の既習のものを應用することができ、児童の能力にふさはしくて、且つ全級一般に之を發表し記述したいとの念が一致した様な場合には、自作法によることができ、又之によるのが必要である。自分に思ふことが、自分のみで書けぬや

うでは、綴り方教授の目的を果したものはいへない。或る反対者は、我が國現時では、言語文字が甚だむつかしいから、そゝはゆかぬといふけれども、國定教科書はさまざま困難な文字文章を用ひてない。かつ綴り方では、兒童既知の平易な文字文章によらせるのであつて、我國の所謂一般國語文のむづかしいのを綴らせるのではない。兒童に課する自作文は、一般國語文を自作し得る素地たる修練を與ふればよい。故に吾人は之を小學教育に加へんことを主張するのである。

叙述法、
共作法等
につきて

以上 綴り方教式の主要なるものであるが此の他に實物、繪畫等につきて説明を記述させる説述法とも名くべきものも立てることができる。又書取法と自作法とを除く外は、

綴方の教
授段階

教師と兒童と共同して綴ることもでき、兒童全體が共同し或は全級が幾組かに分れて、各組が共同して綴ることもできる。この共同の綴り方を共作法と名けてもよからう。しかし、これは以上に掲げたものと多少趣きが異なるから、之を特に擧げなんだのである。尙ほ各の場合について、細説したならば、諸種の名目の教式があるだらう。然れども、これを盡く擧げることにはできぬから、吾人は大體の方途を示して、教授者の参考とするに止めるのである。

さて、以上述べ來つた綴り方教授の原理と教式とに従つて教授する場合に、如何なる教授段階を踏むべきか。これについても、各教式に應じて、各段階にて取るべき方法に差異があつて、一々之を細説するは、本論の能くする所ではない。

それで、これは實地教育家の活用に任かせて、今は綴り方の教授一般について述べやうと思ふ。

綴り方は、思想を表出する一の術で、技能的のものである。故に概念や法則を歸納する心的教科の如く五段階を踏む要はない。文法の教授の如きは五段階によるべきものらしいけれども、吾人は前に述べた通り、特に文法として授けないう主義であるから、これも五段階を経ずに済ましてよい。故に、綴り方の教授段階は三段階とし、之を準備、記述、及び批評訂正の三とするのが適當である。左に各段にて行ふ大綱を説述しやう。

準備

(一)準備 この段では、まづ目的を指示して、豫め期待の念を起さしめ、次いで各教式の如何に應じて、先づ兒童の有す

る思想を整理し、之を言語に發表させて、話し方を十分に練習させ、之を書き綴る素地を作る。この素地がよくできて居れば、綴り方教授は過半成功したものといつてよいほどである。

記述

(二)記述 この段では、前に與へた素地に基いて、之を筆に表はせるのである。既に述べた通り、綴り方は技能的性質を帯んで居るから、之を練習すること、即ち實地綴つて見るといふことは頗る肝要で、幾たびも綴る中に之を會得するのである。古人が作文の三つの秘訣の一は多作といふあとを挙げたのもこの理に外ならぬ。この記述する際は、教師は机間を巡視して、甚しき誤謬過失を犯させないやうに指導するがよい。又兒童の知らない文字は、讀み方

の教科書を見させて書かせるか、さもなくて、むつかしいのは假名で書かせるがよい。これは、綴り方は思想の運用を教へるので、新たに文字を學ばせるのが目的でないからである。

批評訂正

(三) 批評訂正 兒童の記述した文章には、批評訂正を加へて、

其の誤を正し、巧みに表出し得るよりに導かねばならぬ。これは、甚だ重要なことであつて、綴り方の堪能の發達は、批評訂正の如何によるといつても過言ではない。批評訂正は、教師のみにするときと、教師と兒童と共同してするときとあり、又兒童の書き綴つた草稿帳についてするときと其の一二を板上に寫して、之に批評訂正を加へるときと種々ある。何れにしても、批評訂正は簡明適切

で、最も兒童の力量、兒童の心意發達の度に適合せねばならぬ。文法の誤謬についても、修辭の巧拙についても、すべてこの點に注意せねばならぬ。其の誤謬に於ても、兒童が之を犯すべき事情の存するときは、之を寛大に處理せねばならぬ。例へば口語文から普通文に移つたときに、口語と文語との混用あるが如きは、尤もなる即ち兒童にあり得べきことで、あまり嚴正に之を正さんとするのは宜しくない。兒童の力に應じて、兒童が尤もだと會得する如き批評訂正でなくては効果が薄い。批評訂正は、いつも兒童と同じ程度に立ちて、換言すれば教師は兒童と同一の思想に若がへつて之をなさねばならぬ。常に兒童の作つた原文を活かして批評訂正し、其の批評訂正は、一時に多く

の個條に亘らないで、是非必要な項目に限るが肝要で、この項目だけは、是非兒童の注意を惹き、其の過誤を再び犯させないやうにせねばならぬ。批評訂正は、兒童をして、之を會得させ、其の過誤を再び犯させないためにするのが主眼である。それで、兒童の自ら發見し得る過誤は、兒童自ら發見させるのが肝要である。随つて、教師と兒童と共同して批評訂正するときには、なるべきだけ多數の兒童に批評訂正させ、たとひ其の批評訂正が肯綮に當らぬとも、之をけなしてはならぬ。又草稿帳について教師のみが批評訂正を加へるときにも、兒童の發見し得る過誤は、只符號を附して返却し、之を再考させるがよい。其の兒童の發見し得ないものは、わかり易く評語添削を加へ、全級に亘

批評訂正の標準

る過誤は、次の時間に板上に適出して、兒童の注意をさせるがよい。斯様に、批評訂正は兒童の力量に適應するのが大切であるから、其の標準も凡そ一定して、之に準據して導くが正當である。國定國語教科書の進度と兒童の發達とを参照して、吾人はこの批評訂正の標準を左の如くする。

尋常小學第二學年以下は、

- (一) 誤字・脱字
- (二) 片假名・平假名の混用
- (三) 假名遣の過誤

尋常小學第三學年以上は、前者の外次の三項を加ふ。

- (四) 文法の過誤

(五) 文體の混同
(六) 修辭の巧拙

但し、均しく此の標準で正すにも、嚴正なると寛大なると大なる差異がある。否、兒童の發達の度によりて、大に斟酌せねばならぬ。修辭の巧拙の如き、最も其の甚しきを見る。しかして、修辭の如きは、殊に其の巧みなる方面に注意させて、之に練熟させるのが必要である。なぜかといふに、美は醜に關係なく直觀し會得せらるゝものであるからである。斯様にして批評し訂正した文章は、數回讀ませて清書帳に寫させ、寫したのは、更に一回教師の檢閲を経させるがよい。

以上は、綴り方教法の概綱である。吾人は、實際教育家が此

綴方と實際教育家

い概論に述べた要項と、次篇に記せる實例とに照して、綴り方教授の細點まで考察せられ、活きたる教授をなされんことを切に希望する。綴り方の教授は、飽くまで各の場合に従つて生きて居らねばならぬ。而して、之がために勞力を惜まざ、熱心に盡されんことを望む。近時我國の國語教育は、大なる進歩をなしたよゝであるが、實際について見ると、隨分如何はしい點が少くない。あれは國語問題に未決のものが多いのみならず、教育界の施設と一般社會の實情とが調和して居ないのにもよるが、教育界の内部に於ても、缺陷が少なからぬやうであるからである。隨分教育を受けた少年が口語文すら十分に書けぬのは、屢々見聞する所である。虻蜂とらずの教授で、打ちすてるのは不忠である、不深切である。

小學校令施行規則第一章第三條にある如く、日常須知の文字文章を知り正確に思想を表彰し得るまでは、國語を教授せなければならぬ。これができるとできぬとは、一に實際教育家の盡力如何にある。

綴方教授の實際

尋常

第一部 尋常小學第一學年

教授要綱

程度

綴方教授が、兒童の發達の程度に適合せねばならぬことは概論にて既に述べた通りである。特に初歩の兒童に於ては、最もこの點に注意せねばならぬ。尋常一年の頃は、頗る幼稚で、乳臭が離れぬ位で從て、其の感覺機官は未だ十分に練磨せられて居ないし、其の知能は茫漠不明であつて自由想像を恣にする。それで、求知心も活動の念も頗る盛んであるが、意志が弱くて、感覺的快苦に左右せられ易い時期である。

従つて、教授はすべて直観的で實物繪畫等の力を藉り、知識を整理し、明確にし、且つ増加してやらねばならぬ。抽象的、概括的の事項は、とても理會させる譯に行かない。長い文章や複雑な文句は、口でも筆でも發表させる事はできない。斯様なことをするのは甚だ無理な注文で、心意の發達に有害である。必ず直観的から出發して言語に進み、言語より文字に移るべきである。故に此の程度の國語科は、寧ろ知識の資本を供給する時代で、觀念材料を付與するのを主とすべきである。換言すれば、事物教授が眞先で、読み方教授が之につき、綴方書方は之に附帶すべきである。これ尋常一年に於て、綴方の分科をなさざるを可とする者が多い譯である。吾人も亦此の説を賛するもので、綴方のために特別の時間を割く

教材

は、尋常二年以上と主張する。

斯様に、此の程度では、綴り方は読み方と分離させない。又分離し得べきものでない。従つて其の教材も密接に之と聯關する。其の書き綴らしむる思想は、兒童の日常見聞するものか、讀方又は修身等で既に習得したことを採るは、勿論であるが、それが國語科讀み方に記述せる事項と聯絡があつて、讀み方の豫備か應用かになつて、讀み方を十分に知得せしむる様なものでなければならぬ。而して其の文字は讀み方を範とするが當然である。今回の國定讀方教科書では、この一學年間は、すべて片假名を用ひ、漢字はたゞ一より十迄の數字が用ひてある。其の文章は名詞に始まつて、單文から崇敬體の口語文で充たされて居て、其の中、常體の口語文

は、韻文に於て第一卷第二卷各一あるのみである。故に綴り方の文字は、すべて片假名に限り、文章は名詞の綴り方より單語・單文に移り、つぎに崇敬體の口語文を綴らしむるが至當である。

此の程度の綴方は、主として讀方教授を完うするため、課することを忘れてはならぬ。従つて、教法も簡單で分科としての綴方教授とは多少趣を異にする。多くは概論に述べた見寫とか・聽寫とか・填字法といふ平易な方法を多く用ひ、兒童の思想を書き綴らしむるにも、十分に誘導して自然にできる様にしてやらねばならぬ。實物・繪畫を示して其の名稱を書かせたり、之について單文を綴らせたり、又運動場などで兒童の注意を惹いたことを話して書取らせたりなど

教法

して、興味ある教授をせねばならぬ。而して最も肝要なことは、この程度の兒童は、滿六才あまりであるといふことを忘れないで、教師自身もこの兒童と同程度の思想をとるべきことである。又今一つは、この程度の兒童は活動の念も想像も盛んで、字を書いたり、畫を畫いたりして、自己の思想を表出することを好むものであるから、教師は此の動機を利用して、之を助長し發達せしむることを怠つてはならぬ。そして、批評訂正の時も、兒童に不可能のことを責めてはならぬ。しかし、世の或る論者の如く、假名遣も語法も少しもかまはず、只記述發表せしむるがよいとするのは極端である。幼時に浸染したことは、終生痕跡を消すことができぬのは唯、品行上習慣上のみでない。故誤は誤正は正とするがよい。さり

とて、高尚なことは効がない。それで、名詞其の他の綴り方でも、児童にできぬやうなのは綴らせぬがよい。既に之を綴らしむる必要あるものは、讀本を範として、誤字と假名遣の誤とは正すがよい。約言すれば、重要な點は正しく修練させて、細點に亘らぬやうにし、児童にできる範圍内はなるべく正しく綴らしむるのが肝要である。

實例

既に述べた通り、この程度の綴り方は、讀み方と連體して行ふべく従つて綴方としての特有の方法によるを得ぬ。ここに示す實例は、唯其の一斑を示すのであつて之によりて大體の方針を示すのに止まる。教授者は其の心して、十分に

力を盡されたい。何故かといへば此の初歩の綴方が、後に分科としての綴方の基礎たり素地たるものであるからである。

第一類

範語「石」につき、片假名「シ」を、讀み方で授けたときの綴り方練習。(既習の假名は「イ、エ、ス」の三字で椅子・枝雀の範語につきて學習したのである。)

石と木の枝とどちらが硬いでせう。濫りに石を投げるのは、なぜ悪いでせう。大きな石はなににつかひますか。「シ」の字のつく物の名を言つてごらん。「イシ」と書いてごらん。「スシ」と書いてごらん。

獅子の繪を示して、「シシ」と書いてごらん。鹿の「シ」の字を

かいてごらん。

等の方法にて綴らしむ。

以下尋常小讀本卷一に基づき前例に準じて、綴らせる重要な名詞を舉げて参考とする。取捨はもとより教授者の手加減にある。

(い) 讀本にて、假名「イ・エ・ス・シ・ヒ・ブ・ジ・ツ・チ・キ・ニ・ヌ・ク・タ」までの十四字を授けたとき。

- イ○(板) イ○(家) イ○(幸) イ○(岩)
- エ○(蝦) エ○(袴) エ○(柄)
- ス○(墨) スス(煤) スシ(鮫)
- シ○(鹿) ○シ(菓子) シシ(獅子) クシ(櫛)
- ヒ○(紐) ヒ(火) ヒ○(晝) ヒシ(菱)

スズ(鈴) クズ(蓑)

ジ(字) クジ(鬮) ○ジ(匙)

ツツ(筒) ツツジ(躑躅) ツジ(辻) ヒツ(櫃) ツチ(槌土) イ

チ(市) ナナ(乳)

キズ(傷) スキ(鋤) キツツキ(啄木鳥)

ニ(荷) ニジ(虹)

キヌ(絹) ヌ○(糠)

クチ(口) ニク(肉) クニ(國) クツ(靴)

タツ(龍) タキ(瀧) タヌキ(狸) タニ(谷)

(ろ) 讀本にて假名「ダ・ラ・ヂ・リ・ツ・ル・テ・ト・デ・レ・ド・ロ・カ・ガ・ア・マ」までの十六字を授けたとき。

エダ(枝) クダ(管) ヒダ(褶) シダ(羊齒)

綴方教授の實際

クラ(倉) タラ(鱈) ニラ(韭)
 ヒデ(肱) スデ(筋) デデ(祖父)
 エリ(襟) クリ(栗) スズリ(硯) チリ(塵)
 クズ(屑) ナヅ(地圖)
 ツル(蔓・鶴) ヒル(蛭) タルキ(桶)
 デ(手) テツ(鐵) テラ(寺)
 ト(戸) トラ(虎) トクリ(徳利) トリ(鳥)
 タデ(蓼) ヒデリ(早) ヒトデ(人手)
 キレ(布片) スダレ(簾) ヒレ(鱈) エレキ(電氣)
 ドク(毒) ドテ(土手) キド(木戸)
 ロクロ(轆轤) イロ(色) ドロ(泥) クロイシ(黒石)
 ガ(蚊) カキ(柿・籬) カド(門) カタ(肩) タカ(鷹) タガ(柁)

カガシ(案山子) ヒガシ(干菓子)
 アシ(足) アエ(兄) アリ(蟻) アズキ(小豆)
 マス枿(窓) タマ(玉) クマ(熊)

第一類

単文例へば「ヒトガキマス」の如き範文を、読み方で授け
 たときの綴方練習。

「#ド」と書いてごらん。「トリキ」と書いてごらん。
 「ウマ」とお書きなさい。「キウリ」とお書きなさい。
 「オアシ」と書いて。「オシロイ」と書いて。
 ウマ ガ キマス。と書いて。
 キド ガ アリマス。とは、どうかきますか。
 トリキ ガ アリマス。とは、?

キウリ ガアリマス。とは？
オアシ ガアリマス。とは？
オシロイガアリマス。とは？

右は、讀本の短文に新假名「キ・ウ・オ」を含んである場合の綴り方練習の一例である。なほ以下教授者の便宜のために二二三の例を挙げよう。

(い) 讀み方にて假名「ギ・グ・ケ・ゲ・ユ・ゴ」を含んだ短文を授けたときの綴り方練習。

カギ(鍵) カギガ アリマス。
ミヅグルマ(水車) ミヅグルマ ガ アリマス、
ケヌキ(毛拔) ケヌキ ガ アリマス。
ヒゲ(鬚) マゲ(鬚) ヒゲ ガ アリマス。

ユケ(苔) ユケ ガ アリマス。

ユシ(腰) アユ(顎) アカゴ(赤子) ガ キマス。

(ろ) 讀み方にて假名「サ・ザ・セ・ゼ・ソ・ゾ」及び符號「」を授けたときの綴り方練習。

サル(猿) カニ(蟹) ザシキ(座敷)
アセ(汗) セキ(咳) カゼ(風)
スソ(裾) ゾー(象) トーゾク(盜賊)
ドーゾー(銅像) タイソー(體操)

(は) 讀み方にて假名を含んである「カラスガ ナイテキマス」のやうな短文を授けたときの綴り方練習。

カラスガ キマス。カラスガ ナク。

綴方教授指針前編

トリ ガキマス。トリ ガ ナク。

スズメ ガ ナイテキマス。

トリ ガ ナイテキマス。

アカゴ ガ ナイテキマス。

なほ二三の類例を挙げよー

ヒト ガ キマス。ヒト ガネル。

ヒト ガ ネテ キマス。

キノコ ガ デテキマス。

ザル ガ デキテキマス。

ハコ チ アケマシタ。

フエ チ フイテキマス。

ヘイタイ ガ キマス。

ホヘイ(歩兵) ガ キマス。

インキ ガ アリマス。

ミヅ チ ノミマス。

ミヅ チ ノンデキマス。

ミヅ チ ノミマシタ。

ムチ チ フリマシタ。

スズメ チ ミテキマス。

モモ ガ サイテキマス。

モモ ガ サキマシタ。

(に) 讀本で、促聲及び假名「バ・バ・ビ・ビ・ブ・ブ・ペ・ペ・ポ・ポ」を授け

たときの綴方練習。

ミヅ チ マイテキマス。 イッパイ、 ニハイ、 サンバ

綴方教授の實際

イ。

ネコ ガ キマス。 イッピキ、 ニヒキ、 サンピキ。
 ネズミ。(鼠) ミツグスリ(水薬) ヨグスリ(粉薬) イッブク
 ニフク、 サンブク、 シフク。
 マリ チ ツイテ キマス。 イッペン、 ニヘン、 サン
 ペン、 シヘン、 ゴヘン。
 カラカサ。(傘) エンピツ(鉛筆) ボー(棒) イッポン、 ニホ
 ン、 サンポン。
 ランプ(洋燈) カッパ(合羽) バン(麴包) ハッピ(法被) ペ
 ンキ。 タンポポ。(蒲公英) アブラ(油) バラ(薔薇) テツピン
 (鐵瓶) ドナベ(土鍋) ゴボー(牛蒡)
 (ほ) 読み方で、 ヤネ ニ、 カラス ガ トマッテキス。 の

如き補足語のある短文を授け、假名「ヤ・ユ・ヨ」までを授けたときの綴り方練習。

次の様な文を綴らせる。

オミヤ ニ、 ハト ガ、 キマス。
 ユミ ニ、 ツル ガ ハッテアリマス。
 ヤマ ニ、 ユキ ガ フッテキマス。
 ツジ ニ、 ユービンバコ ガ アリマス。
 ヤミヨ ニ、 ナリマシタ。
 ヒト ガ マド チ シメテキマス。
 ヤナギ ニ、 トリ ガ トマッテキマス。
 サナ ニ、 ヨーフク ガ カケテアリマス。
 ユビ ニ、 イト チ マキマシタ。

テンプラ(天麩羅) リンゴ(林檎) キウリ(胡瓜) ベントー

(辨當) レンゲ(蓮華) ソロバン(算盤)

ヒト ガ ワン(碗) ナ アラッテ キマス。

カケモノ ニ、エ ガ カイテアリマス。

ヒト ガ ツエ ナ ツイテキマス。

ヒト ガ ワラヂ ナ ハイテキマス。

(へ) 読み方で「ハ」への轉呼音「ワ」「エ」及び「オテラノ ヤネへ」

の様な修飾語を含んだ短文までを授けたときの綴

方練習。

次の様な文を綴らせる。

コドモ ガ フタリ キマス。

ヒトリ ハ タロー デス。

ヒトリ ハ シロー デス。

タロー ハ ラッパ ナ フイテキマス。

シロー ハ ハタ ナ モッテキマス。

シロー ガ モッテキル ノ ハ ハタ デス。

ポーシ ナ カブッテキル ノ ハ タロー デス。

ネユ ガ ザシキ へ カケテイキマス。

ネズミ ガ タナ へ ニゲテイキマス。

オミヤ へ トンデイク ノ ハ ハト デス。

モリ へ トンデイク ノ ハ カラス デス。

オミヤ ノ ヤネ へ ハト ガ トンデイク。

オテラ ノ ヤネ へ スズメ ガ トンデイク。

ユドモ ガ 一二三四五ニ アソンデキマス。 六七

八九十ニン ニ ナリマシタ。
 ハト ガ 一二三四五六七八九十バ オテラノ ヤネ
 ヘ トンデイキマス。

第三類

讀本第二卷によつて、拗音・轉呼音を含んだ崇敬體の口語文を授けたときの綴り方練習。

左の如き問を設けて、話し方を練習し、書き綴らせる。

皆さんは、朝の挨拶をしつてゐますか。

おとうさんには、なんとあいさつしますか。

おかあさんには？ おぢいさんには？

おばあさんには？

アサ ノ アイサツ と書いて、

オハヤウゴザイマス。 と書いて、

コドモ ガ、 イマ、 アサ ノ アイサツ チシテキマ

ス。

タローサン。 オハヤウゴザイマス。

ジローサン。 オハヤウゴザイマス。

センセイ。 オハヤウゴザイマス。

皆さんは、寝るときの挨拶を知つてゐますか。 おとうさんには、何とあいさつしますか。 おかあさんには？ 兄さんには？ ねえさんには？

オハナ ハ、 ホルトキ ノ アイサツ チ シマシタ。

ニイサン。 オヤスミナサイマセ。

ネエサン。 オヤスミナサイマセ。

オチヨ　ガ　アイサツ　チ　シテキマス。
 オハナサン。　マタ、アソビ　ニ　オイデナサイマセ。
 オハナサン。　サヨ―ナラ。

次の如き文を書き綴らせる。

キレイ　ナ　ハナ　ガ　サイテキマス。
 コチラ　ノ　ハナ　ハ　キクノハナ　デス。
 アチラ　ノ　ハナ　ハ　ナデシコ　デス。
 キク　ノ　ハナ　ガ　オホキウゴザイマス。
 ナデシコ　ノ　ハナ　ハ　チヒサウゴサイマス。
 タカイ　ヤマ　ハ　ユキ　ガ　フリマス。
 ヒクイ　トコロ　ハ　ミヅ　ガ　タマリマス。
 タヒラナ　トコロ　ハ　ノハラ　デス。

イロイロ　ナ　クサ　ガ　ハエテキマス。
 コレ　ハ　オウヨ　ノ　テマリデス。
 コレ　ハ　オウヨ　ガ　コシラヘタ　ノデス。
 コノ、カハイラシイ　キモノ　チ　ゴランナサイ。
 コレ　ハ　ニンギョ―　ノ　キモノ　デス。
 ショ―ジ　チ　アケマシタ。
 ビョ―ブ　ガ　タテアリマス。
 チョ―チン　ガ　ツルシテアリマス。
 ヒョ―タン　モ　アリマス。
 キョ―ダイ　ナカヨクシマス。
 タロ―ハ　シロ―　チ　カハイガリマス。
 ショ―ゴ　ラ　カッテキマシタ。

(い) 讀本にで「マウ」の轉呼音(モト) 含んだ口語文を授け
たときの綴り方練習。

猿蟹の話を知つて居ますか。

蟹は何をもつて居ましたか。

猿は何をひろひましたが。

猿はどうして蟹をだましましたか。

蟹は柿の實をどうしましたか。

などの問をかけて話し方を練習し、次の如き文を書かせる。

カニ ノ ニギリメシ ハ オホキウゴザイマシタ。

サル ノ カキ ノ ミ ハ ナヒサウゴザイマシタ。

サル ト カニ ト ハナシ ナ シマシタ。

サル ハ カニ ナ ダマシマシタ。

ニギリメシ ト トリカハマシタ。

サル ハ ニギリメシ ナ タベマシタ。

カキ ハ タイソー シブウ ゴザイマシタ。

サル ノ カキ ハ アマウ ゴザイマシタ。

アナイ カキ ハ シブウゴザイマス。

アカイ カキ ハ アマウゴザイマス。

(ろ) 讀み方にて口語文を授け、「イフ」「ユー」「キャ」「シヤ」「チ」「ヤ」「タ
ウ」「ト」「シ」「キ」「キ」「シ」を教へたときの綴り方練習。

前の(い)の例の様な方法、其の見寫・聽寫等の方法によつて、
應用的の口語文を綴らせるがよい。今、一々例を擧ぐる煩を
避けて、唯前掲拗音促音を含んだ口語文の綴方のみを示さ
う。

アレ ハ ナント イフモノ デス カ。
 アレ ハ カガシ ト イフモノ デス。
 オキヤク ナ ザシキ ニ トホシマシタ。
 オキヤク ニ オチャテ ダシマシタ。
 オイシャサン ガ イラッシャイマシタ。
 ヨク、オイデ クダサイマシタ。
 ビョーキ ナ、ダイジ ニ、ナサイマセ。
 アリガタウゴザイマス。
 シューシン ユクゴ サンジュツ ト オカキナサイ
 マセ。

キューズ ナ オトシマシタ。
 キューズ ハ ニッニ ワレマシタ。

第四類

以上につき巻末までの口語文及び「ラウ」「ロー」「フ」「オ」「フ
 (ウ)」「セウ」「シ」「ョー」の轉呼音を授けるとき綴り方の例。

タコ ノ ソバ へ、トリ ガ トンデキマシタ。
 アノ トリ ハ、ナント イフ、トリダラウ。
 トビ カ カラス ダラウ。
 ナニシニ キタ、ノ ダラウ。
 タコ ナ ツツキヤブラウ ト シマシタ。
 ユドモ ガ ウンドーバ ナ カケタイキマス。
 タロー ガ タフレマシタ。
 タタクシ ハ、タイソー、オドロキマシタ。
 ウグヒス ハ、ヨイ ヨエ デ ナキマス。

チヨ―チヨ　ガ　マウ　ノチ　ミマシタ。
ニハトリ　ガ　ユメ　チ　クフ。
ココ　ヘ　イラッシャイ。　ワタクシ　ガ　ミテアゲマ
セウ。
マリ　チ　ナゲ　テアソビマセウ。

次の如き問を發して、綴らせる。

今日は、體操の時間に何といふ運動をしましたか。誰が
一ばんよく走りましたか。どちらの組が勝ちましたか。何
といふ運動がすきですか。課業の時間には、何を勉強しま
すか。

以上を纏めて話させ、各自に綴らせる。

第二部 尋常小學第二學年

教授要綱

程度

兒童は、既に尋常小學科第一學年の課程を修めて、漸く學
校生活に慣れ、心身共に漸く發達して、第二學年に入る事にな
つた。しかれども、まだ、幼稚なもので求知想像の念に
富み、活動を好み、感覺的快苦や衝動に左右せられ易くて、抽
象的概括的事項の理會に苦むことは、前學年と殆んど大差
ない。即ち發達階段としての特質は、前學年と同じだと言つ
ても大なる誤はない。ただ一學年間の修練に依つて多少の
進歩をし、國語科につきていへば既に片假名の口語文を一
通り讀みもし、又簡單平易な短文も書き綴り得るに至つた

のである。且つ學校の團體生活にも慣れて、一定の規則を守り、團體の意志には服従すべきことも、多少知り得るに至るのである。斯くて此の程度の國語科に於ても、觀念材料即ち知識の資本を給するを主とし、直觀的教授を重んずるは勿論であるけれども、綴方の如き、唯読み方教授の際に應用練習として書き綴らせるのみでなく、別に分科としての綴方を課し、稍々長き思想を記述させる練習が必要となる。而して、読み方教授の際に行ふものは、前學年の例と大差なく、又分科としての綴り方教授を知れば、凡そ類推することができる。故にこの節以下では、所謂綴り方教授につき述べよと思ふ。

教材

斯様に此の程度では、綴り方を國語科の一分科とし、稍々

長き連續した事項を書き綴らせるが、其の教材が読み方と連絡を保つべきは勿論であつて、其の書き綴らせる思想は、読み方の外修身算術其の他の教科と密接に連絡し、又兒童各自の家庭學校社會等で經驗した事項に採るべきは、概論に述べた通りである。綴り方教授では、兒童が發表せんとすることを思ふが、まさに記述させるが肝要で、この程度に於て最もこの點に注意せねばならぬ。故に、文體は一切、口語文體とし、文字に於ても、讀方で習つた以外の文字は用ひないことにし、読み方の進度に應じ、読み方よりも一步低い所を常經とし、假名遣につきても餘り嚴密ならず、兒童の力に應じ、重要なもののみを正しく綴らせ、漸次に其の歩を進めるがよい。無理な注文をして、兒童に難きを責めるのは最も戒

むべきことで、これを誤ると大變な害がある。特に此の程度の児童の如き幼稚な時代に於て然りである。

此の程度にて始める分科としての綴方は、前尋常第一學年の知能を基礎として出發すべきである。分科としても、其の教法は、読み方教授の際に行ふものと懸隔しないで、徐々に導くがよい。即ち尋常第一學年の終には、読み方教授中に行ふ綴り方を、なるべく分科として行ふものに近づけ、この二學年程度に及びて課する所謂綴り方教授は、簡易であつて読み方教授の際に行ふものに近い方法を探るがよい。随つて、教式も書取法・填字法・連接法・模作法・指導法等により懇切丁寧に教授し、興味を惹き起し、綴り方を愛好させて、國語の運用力を助長發達させるのが最も得策である。前尋常第

一學年では、読み方教授中に綴り方を課したのみで、發音とか話し方とかは、読み方の中にて行ふから別に之を説かなかつたが、この第二學年程度の所謂綴り方に於ては、前學年の基礎の上に、又読み方教授と連絡して、發音及び話方の練習が頗る肝要である。既に概論で述べた通り綴り方教授の素地は話方にあるのであるから、此の點に注意することゝ忘れてはならぬ。教授の段階は、豫備・記述・批評の二段によるは勿論であるが、なるべく直觀的具體的に例を挙げ、事實につきて批評し、児童の思想によく理會せられることを務めねばならぬ。批評の標準も、前學年に準じて、誤字・脱字・重要な假名遣の誤、平假名片假名の混用などを正すがよい。但し假名遣、平假名混用等の訂正を嚴に過ぐすべからざるは既

述べた通である。

實例

教授といふものは、其の時と場合とによりて、臨機應變、活きた處置を要するもので、特に綴方教授では兒童の發表せんとする希求の盛な時、換言すれば最も兒童の思想の綴方教授に適せる時を促へ、其の心意界の状態に應じて、之を指導するのが肝要である。故に教法も一々斯くくになりと一定すべきものでない。今唯大様の指針となる様なものの重要な實例を示さう。教授の任に當らるゝ人は、必ず、之に拘泥しないで十分に活用されたい。

第一類

教材

一、文題

ハル ノ ノハラ。

二、文例

イマ ハ ハルデス。ノハラニハ タンポポ

ヤ スミレナド ガ サイテキマス。サクラ モ

サイテキマス。チョーチョ ガ チラチラト マツテ

キマス。ユドモ モ ナカヨク アソンデ キマス。

教法 目的を示して、次の様な問答をし、話し方を練習し、前記の文を教師の口唱に従つて、書き綴らせる。

今は春です。この頃、野原に咲いてゐる草は、なんといふ草でせうか。

タンポポの花はどんな色ですか。

スミレの花はどんな色ですか。

此の頃、うつくしい花咲く木は、何でせうか。
花のそばでよく舞つてゐる蟲は何でせう。
皆様は野原で、よく遊びますか。

初から話してごらん。
先生が、これから話しますから、間違はぬ様に書いてごらん。

書き綴れるを二三の兒童に讀ませ誤を正す。

練習題 チョーチョ・ツミクサ・ツクツクシ・スミレ等の類題を出して、練習させるがよい。今この中で、**チョーチョ**の文例を示さう。

チョーチョ ガ ナハノ ハ ニ トマリマシタ。
アレ ハ ハナ ノ ミツ ナ スヒニキタノ

デス。ワタクシタチ ハ 「チョーチョ。 チョーチョ。
ナ ノ ハナ ニ トマレ。 ナ ノ ハナ ニ
アイタラ、サクラ ニ トマレ。」ト ウタヒマシ
タ。 チョーチョ ハ アシ ガ 六ボン アリマス。
ハネ ハ 四マイ デ キレイナイロ ナ シテ
キマス。

第二類

教材

- 一、文題 チチ、ハハ ノ オン。
- 二、文例 ワタクシタチ ノ ソダツ ノ ハ オトウ
サン ヤ オカアサン ノ オカゲデス。 オトウサ

ン ヤ オカアサン ハ、ワタクシたち チ カハ
イガッテ、ケイサイトキカラ、ダイジ ニ ソダテ
テ クダサイマス、ソレデ、オトウサン ヤ オ
カアサン ノ ゴオン ノ、タイソー、フカイユト
ナ ワスレテ ハ ナリマセヌ。

教法 父母の恩については、児童は修身科で教へられて知
つて居る。それで、一通り次の如き問答をなし、一項目づつ記
述させて後ち、之を併せて連接させるがよい。

皆さんは、修身で父上や母上の御恩の深いことを習つた
でせう。お竹の弟が夜中に泣き出した時、母上はどうな
さいましたか。お竹の見たあはれな子は、なぜ學校へも
出られぬでせうか。

皆様の小さい時、母上はどうして下さつたでせうか。父
上は？ それを合せて言つてごらんなさい

現在皆様を可愛がつてそだてて下さるのは誰でせう。
皆様の母上は今どう思つて居なさるでせうか。父上は
どんなにして下さるのですか。父母の御恩はどれくら
ゐでせう。母上の御恩は？ それを合せて言つてごら
んなさい。

初めから續けて話してごらんなさい。この話の様に、今
迄書いた文を並べてごらんなさい。

数名の児童に全體を讀み上げさせて批評訂正す。

練習題 ツバメ ノ オヤコ。 センセイ ノ オン等の
類題を課す。例へば。

ワタクシ、ノ、イヘ、ノ、ノキ、ニ、ツバメガ、
 ズ、チ、カケマシタ。ユ、カ、デキマシテカテ、
 オヤツバメ、ハ、マイニチ、ムシ、チ、トツテ
 キテ、ソノ、ユ、ニ、ヤリマス。ヨルハ、スニ
 カヘツテ、ソノ、ユ、チ、ネカシテヤリマス。ツ
 バメハ、ヨク、ワタクシタチ、ニ、ナレテキマス。
 ワタクシタチ、モ、ツバメチ、カハイガツテヤ
 リマス。

第三類

教材

一、文題

オーチャク、ナ、スズメ。

二、文例

アル、オーチャク、ナ、スズメ、ガ、ツバメ
 ノ、ス、ニ、ダマツテ、ハイツテキマシタ。ツバ
 メ、ガカヘツテ、キマシテ、ナント、イッテモ、ス
 ズメ、ハ、ノキマセンデシタ。ソコデ、ツバメ、ハ
 オコツテ、オホゼイ、トモダチ、チ、タノンデ、
 キマシテ、ドロ、デ、スノ、クチ、チ、フサギマシ
 タ。

教法 児童は、既に讀本でこの話を習つて居る。故に簡単に
 二二三の問答をして、讀本を見ずに、話の筋を暗書させるがよ
 い。

練習題 トモダチ。ワレラノクミ等の文題を出して練習
 させる。例へば、

オトモダチ トハ ナカヨク セネバナリマセヌ。
 タニン ノ セキ ニ キタリ、タニン ノ ツ
 クエ チ アケテハ ナリマセヌ。オーチャク
 ナ スズメ ノ ヨー ナ コト ナ シマスト、
 ミンナ ニ ニクマレマス。ニクンダリ、ニク
 マレタリ スル ノハ、オダガヒ ニ、タイソー、
 ソンナコトデ アリマス。

第四類

教材

一、文題

サクランボ。

二、文例

コレ ハサクランボーデス。サクランボー

ハ、ハジメ ハ、イロ ガ アナクテ、アトニハ、
 ムラサキイロ ニ ナリマス。
 アナイ ウチニハ、アヂ ガ シブクテ、ムラサキ
 イロ ニ ナルト、アマク ナリマス。ミナサン。
 アナイ ウチ ニハ、サクランボーチ、タベテ ハ
 イケマセン。タベル ト、ビョーキニ ナリマス。

教法

さくらんぼーを示して問答をなし、後、讀本の「うめ
 の み」の文章に倣ひて、文例の如く改めさせる。この時には、
 讀本をあげて模範たる第十課を見ながら書き綴らせる。

練習題

「タベモノ ニ キ ナツケヨ」「キモノ ニ キ
 ナ ツケヨ」「カラダ ナ タイセツ ニ セヨ」等の文題

を出して習練させる。例へば、

アチイ ウメ ノ ミ ヤ サクランポー ナ
 タベル ト、 ビョーキニ ナリマス。 クチギタ
 ナク テ タベスギマス ト、 マタ、 ビョーキ
 ニ ナリマス。 ヤマヒ ハ、 クチカラ ハイ
 ユト ガ オホイデス。 ソレデ、 タベモノ ニハ
 キ ナ ツケネバナリマセヌ。

第五類

教材

一、文題 せみ。

二、文例

せみ は あし が ○○○○ ○○ むし
 で、 みんな と ○○○○。 せみは、 はじめ、 ○

○○で、 大きく なります。 そして、 なつに なる
 と、 土の中 から ○○○○ 上の ○○○○ を
 むぎます。 ○○○このきものを ○○○○○○と
 いひます。

教法 蟬につきて次の如く問答し、後、文例を示して適當の
 語句を考へ、填字させる。

蟬は、何本、足がありますか。
 どんなこゑでなきますか。
 はじめ は どこに居ますか。
 いつ頃土の中からでてきますか。
 土の中からでて、どうしますか。
 せみ の むけがら は、もと、何であつたでせうか。

續けて話してごらん(話方練習)

練習題 ハチ。ホタル。ホタルガリ。等の文題を出して練習させる。文例教法は、前例と大同小異であるから略さう。

第六類

教材

一、文題 われらの 學校がっこう

二、文例 わたくしたちの がっこう は、村又は、まちの中ほど(或は北或は南の方等)にあります。

せいと が 五百人ほど みます。せんせい は 六人あります。みな、しんせつ な おかたです。わたくしたち は、がっこう で、しゅーしん、こく

ごさんじゅつ、たいそし、しょーかを ならひます。やすみの ときは、おともだち と、なかよく あそびます。かう いふ がっこうへ ゆける の は、わた

教法 読み方教授に因みて、次の様な問答をし、全體を四節に分節して、一節つつ話させて、後、全體に亘つて之を纏めて話方を練習させて、或は記述させ、帳簿を集めて検閲するか、或は二三の兒童の文を黑板に書いて、批評訂正して後、兒童各自のものを之と對照して訂正させ、清書帳に書かせる。わたくしたちの學校は、村のどの邊にありますか。せいとは何百人ほどありますか。先生は何人ですか。先生

はどんなおかたですか。
学校では何々を習ひますか。やすみの時間には何をしますか。

こんなよい学校に来られるのを何と思ひますか。

練習題 村長何某(或は町長)役場駐在所(兒童心得等の文題を出して練習させる。例へば。

この村の そんちよーは ○○さんのお
とうさんであります。たいそし、よいおかたで、
村のため に ほねをつてくださいます。また
ときどき 学校を みに おいで になりまし
て、学校のために せわ を なさいます。

第七類

教材

一文題 うんどーかい。

二、文例 十一がつ三か の てちちよーせつ に、

がっこーで、うんどーかい が ありました。

うんどーかい は、あさの 九じ にはじまり、

ひるからの 四じ に をはりました。そのうち、

一ばん おもしろかった の は、めくらはたと

りでした。

おしまい に、きみがよの うたを うたって、て

んのーへいか の ばんざい を 三たび となへ

ました。

て、一、二、三、四と、はたをじゅんにとつてはもとのところへかへります。そして、一ばんはやく、四つのはたをとつかへったものが一になるのです。

第八類

教材

一、文題 ほーねんまつり。

二、文例 ことしはお米が、たくさんに、とれました。それをいはひまして、ほーねんまつりをします。村のわかいものも、としよりも、こども

も、みんなそろって、お宮にまゐります。

教法 ほーねんまつりのいはれと有様とについて問答して、読み方で習った豊年祭の歌を、文例の様に口語文に改作させる。

練習題 以上は、讀本中の豊年祭の歌の一と二を示したのである。三と四とを改作させたならば、同じく練習となるであらう。此の他、鎮守の祭社などについて綴らせるもよい。練習題の文例は略する。

第九類

教材

一、文題

ヒノマルノハタ。

綴方教授の實際

二、文例

日ノマル ノ ハタ ハ ○○○○ ヨツ

キ デ アリマス。 ヨノ ハタ ハ ○○○○

○○○○ ナド ニ タテマス。 ハタノ カ

タチ ハ ○○○○ マンナカ ニ ○○○○

○○○○ ハタザナ ノサキ ニハ ○○○○

○○○○。 ヨノ ヨツキ ナ ミマス、キ、ガ

セイセイ シマス。 ナント、○○エツキ デ ハ

アリマセヌカ。

教法 次の如き問答をして、後填字させて児童と共に訂正し、全文を朗讀談話させ、清書帳に書かせる。

日の丸の旗は、我日本國の國旗ですが、いつ立てますか。

日の丸の旗はどんな形ですか。

日の丸は どこに書いてありますか。 どのないろですか。

旗竿の先に、何がついてゐますか。

この旗を見るとどんな心持がしますか。

外の旗とくらべてどう思ひますか。

練習題 カド松、タユ、ハユなどの文題を出して、練習させる。

例へば。

シンネン ニ ナリマス、ト、ドコ ノ イヘデモ、

カドマツ ナ タテマス、マツ ノ ハハ、ネン

ヂウ、アチイ イロ ナ シテキマス。 イツモ、

イロ ガ カハリ マセヌ カラ、メデタイ

シルシ ニ タテルノデス。 アノ カドマツ ノ

ナランダ トヨロ バ、ナシダカ ケダカイ
デ、ハ、アリマセヌカ。

第十類

教材

一、文題 ゆきとごとも。

二、文題 このゑはゆきがふったところ
のゑであります。やねにも木にもち
にも、ゆきがこつもつてゐます。家のそばで、
こどもがゆきだるまをつくつてゐます。
また、かきのむかうのほいでゆきなげを
してゐます。

教法

挿繪について左の如き問答をなし、記述させる。

この繪は何が降つたところですか。
どうして雪のふつたのがわかりますか。
家の前でこどもが何をじてゐますか。
垣のむかうの方では何をじてゐますか。
初から續けて話してごらん。

練習題 ユキガッセン、ユキダルマノハナシなど○文例は略する。

第十一類

教材

二、文例 くすのきまさしげ は、たいそし、ゑらい

一、文題 くすのきまさしげ。

人で ございました。その この、東 のほーに、
ほーじょーたかとき といふ わるもの が をり
まして、おほぜいの てしたを だして てんの
ーはいか に てむかひしました。まさしげ は、
これを せめて とーとー まかしてしまひした。
それから あと に、また、あしかがたかうじ と
いふ わるもの と、たびたび、たたかっ て か
ちました。けれども、とーとー、みなとがは で
うちじに しました。この よー な、たいそし、
ちゅうぎな 人でしたから みなとがはじんしゃに
まつられました。

教法 右の大要を話し、教師の口唱につれて速寫させる。
練習題 神武天皇、神功皇后等の文題を出して練習させる
がよい。

第三部 尋常小學第三學年

教授要綱

程度

兒童は、今や尋常小學第三學年となつて、其の心意作用は著しく發達すべき時期となつた。殊にこの學年頃の兒童は機械的記憶が大に盛んであるから、綴り方教授に於ても、之を利用しなければならぬ。とりわけて、其の機械的記憶の中でも、時と場處とに關する記憶が盛んであるから、教材撰擇に就いて、大に之を利用すべきである。又、兒童はこの學年頃になると、自己の意志を團體の意志に服従せしむる傾向がつよくなつてをるが、この傾向は教科の上に大に利用して行くべきものである。しかも、この傾向は教育上大切なる

ことであるから、この傾向に支配された思想を、綴り方に於てよく發表し、よく練習させる様にすることが宜しい。又由來、兒童は繪畫を好むものであるが、この學年頃になると、これを觀察することが鋭敏なばかりでなく、之を畫く技能も著しく進歩してくるものであるから、これをも綴り方の補助に利用するが善いと思ふ。例へば實物の繪畫をかゝせて、その説明文をかゝせる様な場合である。これは教材の撰擇上に、注意すべき技能發達の程度であるから、述べておくのである。

教材

綴り方の教授材料は、讀み方の教授材料の如く、人文的材料と實科的材料とを程よく撰擇して之を課すべきことが大切である。さて、此の學年以後に於て特に注意すべきこと

は、前に述べたやうに、児童が時と場處とに關する記憶が盛んになつてきたことである。これは歴史的事項並に地理的事項の教材を課するに、甚だ都合のよいことである。抑々尋常小學科に於ては、歴史や地理の教科を特に一科として教授しないのであるから、どうしても之を國語科で補ひ教へる必要がある。又児童が團體の意志に服従する傾向のつよくなつたことは、道德的國民的事項の教材を課するに大に都合がよい。又修身科の方の教材をみるに、大に前學年より進んできて、國家的社會的の稍複雑なる事項を教授することになつて居るから、綴り方でも、よく之に順應して、その思想を修練させるが極めて大切である。勿論右の如くいつたからとて之に偏せよと言ふのではない。諸種の材料を採

らねばならぬことは、概論に於ても述べておいた通りであるが、たゞ、今學年に至つての注意を擧げたまでである。猶児童の繪畫に對する技能の進歩を説いて、之を綴り方の際に、補助的に利用するがよいと言つて置いたが、これは一方で圖畫の練習を兼ねさせるだけでなく、又時として之を綴り方に利用して、實物の繪畫について説明などをさせると文章の及ばぬ所を補はせる便利もあり、児童も大に興味をおこすからである。フランスの小學校の児童で、この學年位に當る者の綴つた文章の中に繪畫をも入れて書いたものがある。又文章の形式から言へば、本學年に於ては、讀み方の方では、平易な普通文を用ひてあるけれども、綴り方に於ては、相變らず口語文體を以て綴らせるが宜しい。又口語文體

を以て近易な日用文を作らせる様にするがよい。又読み方の方では漢字は漸く増してくる様になつてきたけれども、綴り方では餘り漢字を使はせると、それか爲めに、思想を束縛するよゝなことになるから、勿論強ひて使用させない様にし、若し児童が漢字を知らない場合には、自由の假名を以て書かせる様にするがよい。

教法

尋常第二學年以下に於ては、児童の思想が甚だ幼稚であるから、まだ綴り方について極めて簡單平易な教法を用ひ書取法・填字法・連接法などを用ひることが多く、模作法・指導法などを用ひても、なるべく容易いものにしたのである。さて、本學年となつて、此後大に綴り方の本色をあらはすべき時期に入り始めたのであるから、教法に於ても大に注意し

て、書取法・填字法・連接法などに於ても、程度を高め、模作法・指導法に於ても、児童の思想の發達を見計つて、あまり干渉し過ぎない様にし、なるべく其の發表の窮屈にならぬ様にしなければならぬ。又正誤法・改作法・縮約法・敷衍法などをも用ひて、綴らせるがよい。さて、尋常小學第二學年以下では、誤字・脱字や、片假名・平假名の混用や、假名遣の誤りを正すのを主としたが、本學年以後に於ては、右の外に尙ほ熟語の適否・語法の過誤・文體の混同・修辭の巧拙なども、正さねばならぬ。綴り方の帳面に書き綴らせた場合に、之に添削を加へた後で、全級に亘る過誤は之を總括して全級に示し、其の他は各児童をして知了させれば宜しい。清書帳に書いた分も、一通り見て、その誤脱を指摘してやるがよい。

實例

左に掲げる實例を實際に教授するについての注意は、前學年に説いたのと同様である。

第一類

教材

- 一、文題 わたくしの家。
- 二、文例 わたくしの家は、○○○にあります。前は○○○、しらは○○○であります。家には○○○と○○○と○○○と○○○と○○○と○○○人おいでです。家のまかずは、○○○まありまして、わたくしのべんきまよするまは、○○○ちま

ーのまであります。わたくしの、いちばん、すきなところ
るは學校とわたくしの家とです。

教法

まづ、次の各項の間を發する。即ち、家の所在、家の前後にあるもの、家族、家の間數、兒童の勉強する所最もすきな處、必要なる文字は摘書して示し、兒童に右の諸點を連続せしめ、之を草稿帳に書いて差出させる。(差出させた草稿帳や清書帳は、教師之を檢閲し、訂正を加へて、後の綴り方の時間までに返してやるようにする。)

練習題

ワタクシノニッキ(日記)。トナリノ家。等の文題を出して、練習させるがよい。左にワタクシノニッキといふ文例を示さう。

○月○日 あさ○じにおきました。がっこーにいて、
……がっこーからかへってから……。よるは……
……のおさらへをしました。おてんきは……。

第二類

教材

一、文題 水。

二、文例

ワタクシハ水デアリマス。ハジメハ、山ノツチ
ノナカカラデマシテ、山ト山トノアヒダノ谷ヲトホリ、
ガケノ上カラトビオリテ、タキトナリマシタ。スユシ
イクト、ミナガタヒラニナリ、川トナリマシタ。川ノ上ニ
ハ、ハシガカケテアリマシタ。ワタクシタチハ、田ヤハ

タケノナカナ、トホツタユトモアリマス。マタ、町ノナカ
ヲトホツタユトモアリマス。ワタクシノ上ニハ、舟ガノ
ツチキマス。マタ、魚ガワタクシノ中ニスンデキマス。
ワタクシハ、シマヒニ、ヒロイヒロイ海トイフトコロヘ
デマシタ。

教法 児童は、既に讀本の「水ノタビ」といふ所で、水の通過す
ることをよく知って居るから、その大體を問答して児童に
一句づつ發表させ批評訂正して黒板に書き、全文を終つて
から更に全體につきて、批評訂正させて、最後に清書帳に之
を書かせる。

練習題 田ウエ、ハシ、フネなどの文題を出して練習させる
がよい。左に「ハシ」といふ文例を示さう。

ワタクシハ、川ノウヘニカケテアルハシデアリマス。
ワタクシハ、イツモ、ヒトツトコロニキマス。ケレドモ、
ワタクシノ上ニハ、人ヤクルマナドガ、イソガシサウニ、
トホツテキマス。マタ、ワタクシノ下ニハ、水ガナカ
レテキマシテ、舟ヲウカベタリ、魚チスマセタリシテ
キマス。モシ、ワタクシカ、川ノ上ニキマセナンダナ
ラバ、人タケハオユマリニナルヲシヨ。

第三類

教材

一文題 汽車。

二、文例 これは、汽車のとほるゑである。まへにあるく

ろいのは、きかんしゃで、つぎにあるまどのないのは、か
しゃで、そのつぎにあるまどのあるのは、きかんしゃで
ある。きかんしゃは、くるまをうごかすきかいをする
つけてあるものである。かししゃは、にもつや、牛、馬など
をのせるもので、きかんしゃは、たびびとをのせるもの
である。汽車は、はやくはしって、たびびとや、にもつな
どをおくつてくれるべんりなものである。

教法 児童は、讀本が既に汽車の事を學んで居るから、さら
に其思想を明かにするために準備したる繪畫等について、
汽車の機關車・貨車・客車の三區別をあきらかにし、其便利を
知らしめ、且つ談話させて、之を綴る注意を與へ、綴り終つて
後に、朗讀を數兒にさせ、訂正の點を示して、各兒訂正の上、草

稿帳を差出させる。

練習題

キセン、ユービン、などの文題を出して練習せしめるがよい。左にユービンといふ文例を示さう。

ユービンハ、ハガキ、テガミ、シンプン、シヨモツ、ユヅツ
 ミナドヲ、オクリトドケルユトヲ、アツカフベシリナ
 モノデアリマス。ハガキノオモテニハ、トコロトナ
 マヘトバカリヲ、カクノデアリマス。シンプン、シヨ
 モツナドヲ、オクルトキニ、ソレニヨ―ジチカキノセ
 テハナリマセン。ゴヅツミハ、ユービンバユヘ、ハイ
 リマセンカテ、ユービンキョクヘイッテ、トリアツカ
 ヒチタノムノデアリマス。

第四類

教材

一、文題 母へおくる手紙。

二、文例 わたくしは、午前十時につきました。をばさんの

うちではどなたも、おかはりがありません。あしたは、三

郎さんと、海ばたへ、あそびにまゐります。

六月二十五日

小 太 郎

母 上 様

教法 児童は、手紙の文章の形式について、よく知らないから、まづ讀本に掲げた右の文章を書取らせて、充分に形式を知得させる。月日や名前の書法は勿論、その外文章の行の位置について、よく注意を與へねばならぬ。尙この際に、端書及

び封書の表面にかく宿所、姓名の位置等を教へるがよい。練習のために、端書ほどの大いさの白紙に、右の手紙の文を清書させて、教師に差出させる。

練習題 ともだちへおくる手紙をばへおくる手紙等の文題を與へて綴らせるがよい。左に、をばへおくる手紙の文例を示さう。

このごろは、おせわになりました、ありがとうございました。うらござります。こんにち、うちへかへりました。うちのみなさんが、よろこばれました。あしたから、また、がっこへまゐります。

六月三十日

をば様

小太郎

第五類

教材

一、文題 徳川吉宗。

二、文例 とくがはよしむねは、せんぞをたつとぶ人でありまして、その中でもいへやすこを一ばんたつとんで、いへやすこ一のたんじょ一日には、どんな雨ふりでも、さんけいをなされました。いへやすこ一のたんじょ一日に、いはれるには、けふ、上のもも、下のもも、せんぞのおかげで、かよいに、たいへいをたのしむことができます。きるのは、まことに、よろこばしいことであるから、みんな、いはふがよい。といはれました。

教法 右は修身書で學んだ事實である。先づ其の事を談話

させ、次に右の文章の中で、處々の文句を削除して置いて、各兒に連続させて、後に若干の兒童を指名して、其連続した文句を讀ませ、兒童と共に之を訂正して、各兒童の連続した文句をも訂正させ、最後に、草稿帳を差出させる。

練習題 右の如き人物傳の文章は、修身科の教材に多いから、其れを採つて練習させるがよい。長い文章は、速に聽寫を行ふ練習をさせるのもよい。聽寫を行はせるのは、なるべく行文の流暢なものを選択するが大切である。

第六類

教材

一、文題　グンカン。

二、文例

コレハ、グンカンノエデアル。グンカンハ、センソ一ニツカフフネデ、キシヤノヨ一ニ、ジツキノチカラデウゴクノデアル。タイテイ、テツデツクッテ、タイホーガソナヘテアル。ユノタイホーデ、テキチウツムデアル。グンカンニハ、ホバシラノ上ニ、ハタガアゲテアツテ、ソノハタチ、グンカンキトイフ。ワガクニハ、シラグンカンキハ、アサヒノハタデアル。ワガクニハ、シラグニデアルカラ、タクサンノグンカンチソナヘテ、ヨ一ジンシテオカネバナラヌ。

教法 本題の如き讀本で既に兒童が學び、又非常に兒童の興味を有つて居るものは、先づ談話をさせ、次に記述事項の指導を與へて、後に各兒に書き綴らせ、訂正上の注意を與へ

て訂正させて、最後に草稿帳を出させることにする。軍艦の繪は讀本にも出て居り、兒童は之を畫かうと思ふ心が盛んであるから、教師は極めて簡明なる軍艦の側面輪廓圖を、黑板にかいて、各兒の草稿帳にかく位置等を注意して、文章と對照させるがよい。

練習題 スイライタイ、黃海の戰等の文題を出して、練習させるがよい。左に、スイライタイの文例を示さう。

すいらいていは、ぐんかんのよーに、大きくはないけれども、やはり、てつでつくり、じょーきで、うごかすよーにしてある。そして、かたちがちひさく、はやく、てきのぐんかんにちかよって、すいらいはなつことができる。すいらいがあたると、どれほどじょーぶなぐ

んかんでも、やぶられて、たいいてい、しづむよーになる。このすいらいをつかふぐんじんが、いさましいほど、よく、てきのぐんかんにちかよって、ねらいをじょーずにすることができる。

第七類

教材

一、文題 材木。

二、文例 材木ハ、林カラキリダシタモノデアル。材木ニ

ハ、マツ、スギ、ヒノキ、ケヤキ、キリ、クリナドガアル。材木
ノウチニハ、家ヲタテタリ、ハシヤフネヲヨシラヘタリ、
ドーグナツクツタリ、デンシンバシラヤ、テツドーノマ

クラギナドニツカツタリスルモノガアル。材木ハ、ヨ
ノヒラケルホド、イリヨীগオホクナルカラ、材木ニス
ル木ヲウエテ、ヨク、ソダテネバナラヌ。

教法 讀本で習つた事實を問答し、次に書き綴らせよと
する要項を指導して、一句づつ指名した児童を出して、黒板
に書かせ、全文を綴り終つた後で、一般の児童に批評訂正さ
せ、最後に之を清書帳に寫して差出させる。

練習題 山、山上のみはらし等の文題を出して、練習させる。
左に山といふ題の文例を示さう。

山は、ぢめんの高くなつてゐるところをいひます。
川のみなもとのあるところも、山であります。材木
のきりだされる大きな林のあるところも、いろいろ

のかねがほりだされるところも、けものがすんでゐ
るところも、山であります。そして、山はけしきのよ
いもので、ふじ山は、せかいにまれなりっぱな山であ
ります。

第八類

教材

一、文題 京都市。

二、文例 京都市ハ、イマノテンノーヘイカガ、京都市ニオ

ウツリニナツタトキマデ、一千年アマリノアヒダ、ミヤ
コトナツテキダトコロデアル。京都市ニハ、ゴシヨチ
ハジメトシテ、フルイヤシロヤ、大キナ寺ガタクサンア

ッテ、イツモ、ケンブツニシノタエルコトガナイ。マタ、
京都市ノチカクニハ、タイソー、ケシキノヨイトコロガ
アル。ソノウチデモ、アラシヤマハ、サクレデナダカク、
タカナハ、モチヂデナダカイ。京都市デハ、ニシジンオ
リヤ、ユーゼンゾメヤ、キヨミヅヤキナドガデキル。

教法 本題については、既に讀本で學んだのであるから、ま
づ、問答をして讀本中の京都市の記事を復起させて之を整
理し、寺社の名稱などの縮約すべき所を示し、兒童に書き綴
らせ、綴り終つたら數兒に讀み上げさせ、批評訂正して、各兒
にも自ら訂正させて、草稿帳を差出させる。

練習題 「京都へユクコトナシラセル手紙」京都カラカヘッ
タ人へオクル手紙」などは、練習題としてよい。左に、右の後の

方の手紙みやげをもらった禮の手紙とするの文例を示さ
う。

このたびは、京都へけんぶつにおいでになって、ごき
げんよう、おかへりになったとき、ききましてうれしう
おもひます。わたくしへ、おみやげをくださいまして、
ありがたうござります。ちかいうちにまゐりまして、
京都のおはなしを、きかせていただきたいとおもっ
て、たのしんでゐます。

十月 日

青木 はな

をばさま

第九類

教材

一、文題 元寇。

二、文例 今から六百年ほどまへに、元のくにから、わがくに、十萬なまりのぐんぜいが、せめてきました。わが日本のおぶしは、みな、おのれ、に、つき、元軍め、日本男子のうで見よ、と、うまして、すすんで、きをやぶりました。このとき、大風がふいてきて、てきの四千ぞいのふねは、こはれて、海にしづんでしまひました。元のぐんぜいのにげたものは、わづか、あとは、のこらず、わが國の海にしづんでしまひました。

教法

此文章の材料は、讀本の歌から取ったのである。先づ

歌の意味を明かにきかせ、又話させて、改作するについての注意を與へて、之を口語文に書き綴らせて、後に草稿帳は差出させる。歌を改作する文章なれば、充分に訂正して、兒童一般に向つて、後の時間に訂正上の説明を與へるがよい。

練習題

尋常小學讀本卷六となつては、普通文を口語文と對照した所が多いから、その短き普通文を口語文に改作させるがよい。その文例を左に示う。

○メリヤスハ、ケオリモノナリ。

メリンスハ、ケオリモノデア。

○メンフランネルハ、モメンモノニシテ、フランネルハ、

ケオリモノナリ。

メンフランネルハ、モメンモノデアッテ、フランネル

ハ、ケオリモノデアアル。

○田ノソバチトホリタリ。

田ノソバチトホツタ。

○カマクラハ、今ハ、サビシキトコロニナリタレドモ、ア

ソビニ、行ク人オホシ。

カマクラハ、今ハサビシイトコロニナツテナルガ、ア

ソビニ行ク人ガ、タクサン、アル。

第十類

教材

一、文題 石油

二、文例 石油ハ、土ノ中ニアルモノデアアル。キドナホリ、ク

ミアゲテトルノデアアル。ハシメハ、色ガコクテ、ドロドロ
シテナルガ、イロイロ、テカズチカケルト、スキトホツタ
油ニナル。ランプニツカフノハ、コノ油デアアル。石油ハ、ワ
ガ國デモ出ルガ、ソレダケデハ、タランカラ、外國カラモ、
買ヒ入レル。

教法 讀本の事實を問答し、且つ兒童に之を話させて、次に
黒板で教師は次の諸項を兒童に一句づつ綴らせる。

石油の所在。 汲取り法。 精製する事。

ランプ用の事。 産地の事。

綴り終つて、更に訂正を加へて清書させる。

練習題 石炭、ローソク、タネアブラなどの文題につい
て練習させる。左に石炭といふ題の文例を示さう。

石炭は、おほむかしの木が土の中にうづまって、できたものである。石炭は、色がくろく、たいそし、かたくて、火の力がつよい。汽車や汽船や、工場のおもいきかいなどをうごかすには、石炭をたくのが、いちばんよい。わが國には、石炭がたくさんでるから、外國へも、うり出す。

第十一類

教材

一文題

貝原益軒

二、文例

貝原益軒ハ、今カラ二百年バカリマヘニキマシ

タ、ナダカイ學者デアリマス。タクサンノシヨモツチ

カイテ、人ノタメニナルユトナシヘラレマシタ。コ
ノ人ハ、オダヤカナタチノ人デ、人チカハイガラレマシ
タ。マタ、カラダノヨージョーナ、ダイセツニシ、ツネニ
ヨージョーノユトチ、カキツケテ、マモラレマシタ。ユ
ノ人ハ、ウマレツキハ、ヨワイ人テアリマシタケレトモ、
ヨージョーノトクテ、八十五サイマデモ、ナガイキチセ
ラレマシタ。

教法

修身書で學んだ材料を採って、書きつづらせるのである。修身科の事實は、長く書いてあるから、それを縮約して、つづらせる。縮約するについては、教師は充分注意を與へねばならぬ、何故かといふと縮約文は、要領を得ることがむつかしいからである。草稿帳を差出させて、よく縮約文を檢閲

添削してやることにする。

練習題 修身書には、教訓的の人物傳が多いから、此に一々擧げないでも、適当な材料を得ることが出来る。

第十二類

教材

一、文題 商業。

二、文例 吳服問屋は、織物のできるところから、買ひあつめて、吳服屋に賣り、米問屋は、米のできるところから買ひあつめて、米屋に賣ります。吳服屋は、吳服問屋から買ひ入れ、米屋は、米問屋から買ひ入れて、人に賣ります。吳服問屋や米問屋などが、吳服屋や米屋などに、賣るの

を卸賣といひ、吳服屋や米屋などが、人に賣るのを小賣といひます。商業は、正直にすれば、人が、たくさん、買つてくれますたら、錢がまうかります。

教法 右は、讀本の文章を省略したものである。先づ右の事項を問答して談話させ、必要な漢字を摘書し、次に教師が右の文章を讀んで兒童に書取らせる。兒童の知らない漢字は、假名でかかせる。後に數兒をして朗讀させ、各兒に脱字誤字などを訂正させる。

練習題 「アカガネ、テツ、カヘイ」などの練習文を出すがい。左に「カヘイ」といふ文例を示さう。

カヘイハ、アカガネ、ハクド、ギン、ギンデ、ツクッテアリマス。五厘、一錢、二錢ハ、アカガネデ、五錢ハ、ハクド、十錢、二

十錢、五十錢ハ、ギンデ、五圓、十圓、二十圓ハ、キンデツクツテ
アリマス。五錢二十マイデ、二錢ハ五十マイデ、一錢ハ百マ
イデ五厘ハ二百マイデ、一圓トカヘラレマス。マダ、カヘイ
ハ、オモイカラ、ソノカハリニ、シヘイガツカハレテチリマ
ス。

第十三類

教材

一、文題 明治二十七八年せんえき。

二、文例 わが國に、いちばんちかい外國は、韓國と清國と
であります。明治二十七年に、韓國に、そーどーのおこつ
た時、清國は、わが國との約束にそむいて、へいたいを韓

國におくり、きままなことをしました。それで、清國との
せんそーが、はじまりましたが、わが陸軍や海軍の軍人
は、みな、ちゅーぎで、つよかったから、よく清國の陸軍や
海軍をうちやぶりました。清國は、たいそー、おそれて、使
わが國によこして、韓國できまをせぬといふ約束
をし、たくさんの金と臺灣といふしまなどを、我が國へ
わたして、なかなかほりをしました。このせんそーを明治
二十七八年せんえき、または、日清せんそーとまをしま
す。

教法 讀本にある文章を縮約して書き綴らせるのである。
先づ、この戦役の起因、陸海軍の行動、媾和條約の三大事項を
問答し、次に之を説話させ、記述の要領を説示して、簡明に書

き綴らせて、草稿帳を差出させる。

練習題

臺灣^{タイワン}北白川宮などの文題を出す。左に讀本の中の

臺灣といふ普通文を、口語文に改作すべきものを示さう。

臺灣^{タイワン}ハ、ワガ國ノウナニ^ニテ^テ、モットモ^モイチバン^ン西南ニア
ル島ニシテ^テ、ハナハダ^ダタイソ^ソ暑キ^キイ^イトコロナリ^リデア
ル。臺灣ハ、カク^クカヨ^ヨニ^ニ暑キ^キウヘニ^ニイバカリデナク^ク、土
地^チモ^モマタ、ユエタレバ^バテキルカラ^ラ、稻^カガ^ガ早クミノル。サレ
バ^バソレデ、一年に、二度マタハ三度、トリイレテナス^ススル。
臺灣ハ、米ノホカ、シヨ^ヨノ^ノ石炭、サト^ト茶^チナド^ドチモ、オホ
ク^クタクサン^ン出ス。ナオニモ、サト^トハ、モットモ^モイチバン^ン
名高シ^シイ^イ。

第十四類

教材

一、文題 砂糖^{サトウ}。

二、文例 さとーは、食物の味をつけるに、入用なものであ
ります。たいてい、さとーきびから、こしらへます。さとー
きびは、とーもろこしににたものであります。暑いと
ころによくそだつものであります。そのくきにはあま
い汁が、たくさんありまして、その汁をとってかままでに
つめたものがさとーであります。さとーは、わが國でも、
できますけれども、そればかりでは、たりませんから、外
國からたくさん買ひ入れます。

教法

先づ讀書で學んだ事實について兒童に談話させ、次

に教師は、一句づつの事項を児童に黒板の上で書き綴らせ
綴り終つて一般の兒に之を批評訂正させて後、之を清書帳
に書かせる。

練習題 カシ、シホなどの文題を出して練習させる。左にカ
シといふ題の文例を示さう。

カシハ、コムギユ、サト―、マメナドデ、ユシラヘタモノ
デアリマス。サト―ガ、タクサンハイツテ、アマスギル
カシハイノタメニ、ワルイデスカラ、ヒカヘルガヨロ
シイ。マタ、ユドモノトキニ、カシヲ、タクサン、タベマス
ト、ハモワルウナリマス。カタイカシヲタベマシテモ、
ハハワルクナリマス。ソレデ、アマリカタクナイ、アマ
スギナイ、カシノホ―ガ、カラダノタメニヨロシイデ

ス。ケレドモ、ドノヨ―ナカシデモ、タクサンニ、タベル
ノハ、ワルイデス。

第四部 尋常小學第四學年

教授要綱

程度

兒童は、最早尋常小學第四學年を修めるよゝになつて、今學年で義務教育は了ることゝなつた。この學年ころの兒童の心意作用の發達に就いて、大に注意すべきことは、其の悟性的作用の進歩の著しくなり始めたことである。この心意作用の著しくなり始めたことは、之を綴り方に利用しなければならぬ。即ち悟性的の心意作用を多く要する事を綴らせる事が、前學年に於てよりも、都合がよくなつたから、なるべく之を利用すべきである。又この學年ころになると、兒童の道義的思想が漸く増してくるから、之を綴り方に利用

教材

するがよい。義務教育の點から見ても、國家・社會に對する道義心をよく發達させる必要があるから、この心意作用の發達は、大に利用しなければならぬ。又兒童は、この學年頃になると、實物や繪畫等の直觀によらずとも、言語に依つて事物の思想を收得し得る程度にまで進み來つたから、大に之を利用して、綴り方の目的をよく遂げ得る様にしなければならぬ。

綴り方の教授材料が、人文的材料並に實科的材料から、偏頗なく撰擇せらるべきことは、度々説いたとおりである。さて、今學年に於て大に注意すべきことは、兒童の心意作用が頗る悟性的に進み來つたがために、教授材料の撰擇に於て、理科的のものを課するに都合よくなつたことである。そも

そも尋常小學科では理科といふ一教科が設けてないから、これは國語科に於て補ひをつけねばならぬ。従つて綴り方に於て、理科的思想を明瞭に發表し練習させることが大切になる。この理科的思想は、大に實業的思想と密接なる關係があるから、綴り方に於ても兩者の關係を密にして、其の知識を活用させねばならぬ。又兒童の道義心の漸く増加して來たことは、大に國家に對する義務、社會に對する徳義の思想を修養させるに都合がよい。殊に本學年は義務教育の終りであるから、大に道徳的並に國民的材料を課して、國民として立派になる様に仕向ける必要がある。又兒童が直觀に依らずとも、言語に依つて思想を收得し得る程度に大に進んだことは、國語教授の爲めによるこぶべきことであるか

ら、綴り方に於て、大に言語の活用をつとめさせる様にせねばならぬ。但し第三學年の所で、綴り方の中に、兒童に繪畫をもちき挿ませて、綴り方の補助にするがよいと述べたことを、本學年に於て無視するのではない。本學年に於ても、繪畫を兒童に利用させることは決してわるいとはいはないのである。さて、本學年に於ては、讀み方では、前學年よりも多く普通文を加へてあるのだから、従つて綴り方にも、普通文を課するが如何であるとの問題が起る。これに對しては、多少課するがよいといふ説と、全く課さないがよいといふ説との二つがある。吾人は後説を採る。何故かといふと、兒童の心意の發達は、まだ大に進まぬから、口語文と普通文との二種の綴り方をするのは、過重の負擔となり、且つ其の結果兩

者の混淆文を書くことが甚だしく、虻蜂とらずの事になるからである。日用文も勿論、口語文體でかゝせるがよい。之を要するに、尋常小學科では、すべて口語文體を以て、綴り方を課するがよい。そして、普通文と候文とは、讀み方に於て之を讀解しうるを以て、足れりとするを方針とするがよい。尙漢字に對する注意は、前學年に言つた通りである。

教法

教式添削等に就ては、大體前學年に述べておいた所に據つて、其の程度を高める様にするがよい。本學年頃になると、兒童の心意も随分發達してくるから、あまり書取法や填字法や連接法などを用ひると、生徒の厭忌を生じ、其の心意の活力をよく使用させることができないから、模作法指導法、改作法、縮約法、敷衍法、正誤法などを適度に用ひて、兒童の活力

をよく使用して、綴り方の本色を發揮させねばならぬ。帳面上の添削に於ても、教師が一々之をしてやるのは却てわるい。脱字があれば、朱點を加へておいて、兒童自身に之を補はせる様にし、誤字があれば、同じく朱點を加へて、兒童自身に反省させて、讀本の文字、書き方の本の文字などを参考して訂正する様にせねばならぬ。この學年頃になつても、假名を混用することがあるから警戒せねばならぬ。假名遣や熟語や語法の誤りに於ても、兒童に再考させて正されると認めると、分は、教師が一々正さぬがよい。又讀本などで、普通文や書簡文を教授される影響で、兒童は口語文に其れを混ずることがあるから、正さねばならぬ。本學年は義務教育を終るときで、卒業後は、とにかく自分に文章をかき綴つて、之を他人

に傳達し得る様に準備させる必要があるから、教授者は決して乳をかんで飲ませる様なことをしてはならぬ。

實例

左に掲げる實例を實際に教授するについての注意は第二學年の所で説いたのと同様である。

第一類

教材

一文題 四季

二、文例 春ト夏ト秋ト冬トナ四季トマウシマス。三月四月

五月ハ春デ、六月七月八月ハ夏デ、九月十月十一月ハ

秋デ、十二月、一月、二月ハ冬デアリマス。春ハアタタカデ、

タクサン花ガサキマス。夏ハアツクテ、草木ガシゲリマス。秋ハズシクテ、稻ガミノリマス。冬ハサムクテ、ユキガフリマス。今ハ春ノハジメデ、マコトニ、タノシイ時デアリマス。

教法 先づ問答を以て、四季の名、四季の月わけ、四季の氣候や特徴などについて、児童が讀本で學んだ所を話させて訂正整理し、之をまとめて、児童數人に話させて更に批評し、要領を指摘して後に、草稿帳にかゝせる。

練習題

サクラ、ウンドーカイ、などの文題を出して練習させる。左に、サクラといふ文例を示さう。

サクラハ、ワガ日本ノ國ノ名ダカイ花デ、ゴザイマス。
サクラノ花ニハヒトヘト、ヤヘトアリマシテ、ヒトヘ

ハ、早くサキ、ヤヘハ、オソクサキマス。サクラニハ、ヒガ
ンザクラ、ヨシノザクラ、ボタンザクラナドノシユル
キガ、イロイロアリマスガ、ドレモ、ウス赤クテ、ウツク
シウゴザイマス。サクラノヨ一ナ、ウツクシイ心チモ
イ、ジブンノオコナヒナサメテ、天皇ヘイカニチュ一
ギナツクシ、日本ノ國ノハンジヨ一スルヨ一ニ、ホネ
チラネバナリマセン。

第二類

教材

一、文題 神武天皇。

二、文例 神武天皇は、あまてらすおほみかみさまの五だ

いめのねんまごで、わが國第一だいの天皇であります。
天皇は、はじめ、九州にわいであそばされましたが、東
の方に、わるものがはびこつてをることをおききあそ
ばして、兵士をひきつれておすすみになり、これをほろ
ぼして、みやこをやまとのかしはらに、たさだめなされ
て、そこで、たくらゐにたつきになりました。二月十一日
のきげんせつは、このおめでたい日であります。今上
天皇へいかは、神武天皇から、ちよ一ど百二十二だいの
の天皇におあたりあそばして、おちすぢが、ひきつつい
てゐらせられます。

教法 右の教材は、修書から取つたのであるけれども、敬語
が多くあつて、記述に容易でないから、教師は先づ兒童と問

答し談話させ、必要な漢字を摘書し、敬語につきて注意を加へ、然る後に右の文章を讀みて、兒童に書取らせる、その後で假名遣の誤り易き點について、注意させる。

練習題 修身書の中に、練習題とすべき教材があるから、其れを採るがよい。

第三類

教材

一、文題 日本ノ海山。

二、文例 ヲガ日本ノ國ハ、海ノアル國デアアル。大キナ島ヤ小サナ島ガ、タクサンアツテ、ソノ中ナシラホチアゲタ船ノ通フノハ、オモシロイ。ミサキヤ入海ガタクサンア

ツテ、ソノフチニ、松ノ木ガナランデハヘテキルノモ、オモシロイ。マタワガ國ハ、山國デアアルカラ、山カラ出デテクル水ガ、大キナタキトナツテオチ、小サナ川トナツテ谷アヒチ流レルノハ、オモシロイ。山ノ木ノアヒダニ、オ寺ヤオ社ガ、見エタリ、カクレタリシテキルノモオモシロイ。

教法 右は讀本の中の韻文で、口語文になほし易いものを採つて、教材としたのである。但し、韻文を口語文になほすことは、少しむづかしいから、先づ韻文の意味を問答し談話させ、次に一句づつ黑板に綴り行き、兒童が綴るに大に困難な所は、教師が之を補ひ綴ってやることとする。綴り終つて後なほ訂正を加ふべき所は訂正し、數回朗讀させて、清書帳にうつさせる。

練習題 日本ノ三景、公園^{コウエン}などの類題がある。左に、公園といふ題の文例を示さう。

コ―エンハ、多クノ人ニ、ジユ―ニアソビタノシマセル
タメニ、デキテキル所デアリマス。ソノ中ニハ、イロイロ
ノ草木ヲウエタリ、ツキ山ヲツクツタリ、池ヲユシラヘ
タリシテアリマス。コ―エンハ、多クノ人ノタメニ、デキ
テキルノデスカラ、草木ヲチリ、ツキ山ヲクヅシ、池ヲイ
タメテハナリマセン。一人ガワラサチスルト、多クノ人
ガ、タノシムコトガデキヌヨ―ニナリマス。マタ、コ―エ
ンデ、大小便ヲスルタメニハ、便所ガ、ユシラヘテアリマ
ス。タンチハクトキニハ、紙ニツ、ンデオイテ、便所ヘス
テルガヨロシイ。

第四類

教材

- 一、文題 人ノカラダ。
- 二、文例 人ノカラダ(ニハ)、アタマ、ド―、テ、アシノ五ツノブ
ブン(ガアル)。ド―ノ(ウヘ)ハンブンチムネトイヒ、(シタ
ハンブンチ)ハラトイフ。アタマノナカニハ、(ノ―ズイ
ガアル)。ノ―ズイハ、モノヲオボエタリ、カンガヘリス
ル、タイセツチモノデアアル。ムネノウチニハ、(ハイゾ―
ト、シンゾ―ト)ガアル。ハイゾ―ハ、(ハナヤ)口カラスヒ
入レタ空氣デ血ヲキレイニシ、シンゾ―ハ、(キレイ)ナ血
チカラダヂェ―ニオクル。ハラノナカニハ、イト、チヨ
―トガアル。イハ、(タベ)モノチヨナシテ、チヨ―ニオク

ルチヨ一ハ、ユナレタタベモノノ中デ(ヤシナヒニナルモノナ)トリ(ヤシナヒニナラヌモノナ)トラズニステテダス。

教法 右は、讀本中の材料を取捨した文例である。先づ、身體の部分、**脳髓・肺臓・心臓・胃腸**の所在及び働きなどを問答し、説話させ、次に括弧内の文句を除いた文章を示し、兒童に填充させ、草稿帳に記して差出させる。

練習題 ヨーシヨ一、タバコ、サケなどの練習題を出すがい。左に、ヨ一ジヨ一といふ題の文例を示さう。

人ノカラダハ、ヨイカゲンニ使フノガヨロシイ。ノ一ズイハ、使ッタアトデヤスマセルヨ一ニシ、ヨルハ、ヨク子ムルヨ一ニスルガヨロシイ。ハイゾ一、シンゾ一

ノタメニハ、キレイナ空氣チスヒ、イ、チヨ一ノタメニハ、ユナレノヨイ、ヤシナヒブントナルモノチタベ、ソシテカラダヲ使フガヨロシイ。タチハタラキチセヌ人ハ、トキドキ、運動ヲセネバナリマセン。ナモケテアソンデキルノハ、カヘッテ、カラダノタメニヨクアリマセン。

第五類

教材

一、文題 停車場。

二、文例 停車場は、汽車がとまる所である。停車場では、人がのったり、おりたり、荷物をのせたり、おろしたりする

綴方教授の實際

のである。人がのるには、いくさきの所をいって、きっぷを買ひ、たゞ、荷物だけをおくるのならば、うんちんをはらって、かきつけをうけとるのである。汽車は、時間表によつて、こちらの停車場から、あちらの停車場へと、でたり、ついたりする。それで、汽車にのりこむには、その時間表をよくみねばならん。汽車がとまれば、停車場の名をよぶ人がをるから、停車場をとりちがへぬよりに、おりねばならん。

教法 右は半は、讀本中の材料を使って、書き綴らせるのである。先づ、停車場のある理由、乗客、荷物についての心得などを問答し、説話させ、次に記述の次第要領を指導し、必要な漢字を摘書して各兒に書き綴らせ、草稿帳を差出させる。

練習題

「ボーエキ、カイユーバ」などの文題について練習させる。左に、ボーエキといふ題の文例を示さう。

ワガ國デハ、生糸、茶、海ノ産物オリモノナドヲ外國ヘ賣リ出シ、ワタ、サト、石油、テツ、ナドヲ外國カラ買ヒ入レマス。コレハ、アリアマル物ヲ賣リ出シ、タラヌ物ヲ買ヒ入レルノデ、ボーエキトマウシマス。ボーエキガ、サカンデアレバ、國ガ富ミサカエ、ボーエキガ、オトロエルト、國ガマツシウナリマス。ソレデ、ワガ國ノジンミンハ、ホネナツテ、ナルタケ、多クノ産物出シ、ダンダン、ボーエキノサカンニナルヨ、ニ、セネバナリマセン。

教材

一、文題 電報^{デンポ}

二、文例

オホイソギフトキニハ、デンポ一デナケレバマニアハ
 又。デンポ一チダスニハ、デンシンキヨクニイキ、デンポ
 一ヨ一シナモラヒ、ユレニヨ一シナカキ、デンポ一リヨ
 一チソヘテ、ダスノデアアル。デンポ一ノブンハ、カタカナ
 デ、ナルタケミシカク、ヨクヨ一ジノワカルヨ一ニ、カカ
 子バナラヌ。デンポ一ハ、カナ十五シマデチ一オンシン
 トイヒ、ソノデンポ一リヨ一ハ二十センデアアル。十五シ
 カラウヘハ、五シマスゴトニ、五センツツマスキソクデ

アル。デンポ一ノイクサキノトコロトアテナトハムリ
 ヨ一デアアル。ケレドモ、ダスヒトノトコロトナマヘトハ、
 シカズノウチニハイルカラ、ナルタケハブイテカクガ
 ヨイ。マタ、ダスヒトノトコロガ、イクサキノヒトニ、ワカ
 ッテキレバ、カカヌデモヨイ。

教法 右の文例は、讀本の教材に附加して、電報の心得を書き綴らせるのである。先づ電報をうつ場合、電信局、電報用紙、電報料、宛名、差出人等の事項について問答し、児童の知らぬ所は、教師之を補つて話し、然る後に、黒板上で一句づつ児童に書き綴らせ、批評訂正し終つてから、児童の清書帳に書き寫させる。

練習題 讀本で、電報用紙の書式を學び、又綴り方で電報を